

平成 21 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 21 年 12 月 10 日（木曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

介護福祉課長 鈴木 博子

国保年金課長 大森 晃

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

管理課長 小幡 誠志

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開会

○議長（石橋源一）

おはようございます。

12月、師走に入りまして、きょう 10 日目でございます。寒さ厳しくなる折でございますので、健康には十二分に御留意をいただきまして議会活動に専念を賜ればと、こう思いまして開会のあいさつとさせていただきます。

これより平成 21 年第 4 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において柳原清議員及び佐藤恵子議員を指名いたします。

---

### 日程第 2 会期の決定

○議長（石橋源一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 7 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 7 日間と決定いたしました。

---

○議長（石橋源一）

この際、諸般の報告をいたします。

去る 12 月 7 日、尾口好昭議員から、議会運営委員会委員を辞任したい旨、申し出がありましたので、委員会条例第 13 条の規定により、これを許可いたしました。

また、同日付で、阿部五一議員を、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議会運営委員会委員に選任いたしました。

以下、諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 行政の報告

○議長（石橋源一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第4回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、人事1件、条例4件、補正予算4件、その他1件であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第3回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、秘書関係でございますが、11月1日に挙行いたしました平成21年多賀城市市政功労者表彰式典におきましては、273名の方に御出席いただき、51名の個人と5団体に対し、表彰状及び感謝状の贈呈を行い、その功績をたたえとともに感謝の意を表しました。

次に、行政経営関係ですが、第5次多賀城市総合計画策定関係につきましては、9月27日に市民フォーラムを開催し、市民とともに作り上げてきた「多賀城の将来都市像(案)」の内容と策定経過を説明しました。

基調講演では地域づくりのあり方について、東北学院大学の柳井雅也教授に御講演をいただき、パネルディスカッションでは「将来都市像(案)」をテーマに、まちづくり懇談会を担当する同大学の先生方に大変有意義な討論をしていただきました。

10月から再開したまちづくり懇談会では、市民の方々と将来都市像を実現するための手だてについて掘り下げた議論をしているところです。

定額給付金事業につきましては、10月7日をもって申請受け付けが終了し、支給対象世帯数の98.6%に当たる2万4,311世帯分に対して、総額で9億4,006万4,000円を支給しました。

次に、プロジェクト推進関係ですが、八幡地区の工業団地化構想につきましては、地権者の皆様の御協力のもと、11月10日から埋蔵文化財の試掘調査を実施しております。

なお、現地での試掘調査は、今月末までに完了する予定です。

11月12日に、本市を含めた県内24市町村と宮城県等が共同で「宮城県企業立地セミナー in Nagoya」を開催しました。当日は、私自身がトップセールスを行い、愛知県内外から参加した企業152社に対し、本市の立地環境をPRしてまいりました。

次に、総務部について申し上げます。

まず、地域コミュニティ課関係ですが、市民活動推進関係につきましては、住民自治基盤形成事業であります「おらほのまち彩発見 こみゅにていプロジェクト」を実施しております。これまで延べ297名の市民の参加があり、地区の人同士がつながり、ともに力を出し合いながら、地域づくりを進めていくための土台づくりを行っております。

友好都市関係につきましては、10月3日に福岡県太宰府市を訪れ、「第27回太宰府市民政庁まつり」において多賀城の魅力をPRしたほか、JA仙台や観光協会の協力を得て、多賀城産のひとめぼれの新米やおいしい多賀城の味に認定されているお菓子などの販売を行いました。

また、9月11日から10月5日まで、太宰府市庁舎1階市民ギャラリーにおいて、多賀城の歴史を紹介するパネル展示を行って多賀城のPRに努めました。

11月11日には、奈良市の仲川市長が本市を訪問し、平成22年に友好都市の協定を締結することについて確認しました。

また、12月2日の奈良市議会において、仲川市長から多賀城市との友好都市を締結することが表明されました。

次に、交通防災課関係ですが、交通安全関係につきましては、9月21日から30日まで、秋の交通安全市民総ぐるみ運動「飲酒・無謀運転二らめ作戦」を実施し、飲酒運転根絶と交通事故防止を呼びかけました。

防犯関係につきましては、「全国地域安全運動期間」に合わせて、10月11日から20日まで、各地区防犯協会が地域防犯パトロールを実施しました。期間中には防犯協会連合会及び塩釜警察署と合同で「市内一斉防犯パトロール」を実施し、多賀城駅周辺及び大型スーパーにおいて自転車・バイクの盗難防止の呼びかけを行いました。

また、10月13日から28日まで、市内のJR各駅において「駅前駐輪場放置自転車クリーンアップ作戦」を防犯協会連合会及び塩釜警察署と合同で実施し、98台の放置自転車を撤去しました。

消防関係につきましては、9月27日に本市消防団の訓練活動として、消防ポンプ自動車の遠距離中継送水による放水訓練を行い、火災防御の技術向上を図りました。

また、11月9日から15日までの「秋の火災予防運動期間」中には、火災予防の啓発や広報活動を行いました。

なお、本市内における住宅全焼火災ゼロの期間は、平成16年11月21日以降、5年間継続しております。

防災関係につきましては、本市と多賀城消防署及び地域自主防災組織が連携し、市内の各行政区において防災訓練が行われました。22行政区で延べ28回実施され、地域防災リーダーを中心に避難誘導や救出救護、炊き出し訓練などに取り組みました。

災害時における支援協定につきましては、10月29日に国土交通省東北地方整備局と「災害時の情報交換に関する協定」を締結しました。大規模自然災害発生時において、情報の収集及び提供のため、東北地方整備局から現地情報連絡員の派遣を受けることなどが協定の内容となっております。

また、10月30日に宮城県主催による「宮城県石油コンビナート等防災訓練」が新日本石油精製株式会社仙台製油所内で実施され、本市消防団が大容量泡放射システムの放水訓練や流出油防御訓練などに参加しました。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、10月15日から17日にかけて、夢メッセみやぎで開催された「エコプロダクツ東北2009」の環境科学教室に市内の小中学生約600名が参加しました。

また、同会場において市主催の夏休み作品コンクール環境ポスターの部で入選した市内小中学生8名の作品を展示しました。

次に、農政課関係ですが、稲作につきましては、6・7月の日照時間が短く、不稔障害が懸念されましたが、8月以降の好天により登熟が進み、10月15日現在の水稻作況指数は「99」の平年並みとなっております。

なお、11月19日現在の品質は、1等米比率が95.81%、出荷率は90.74%となっております。

平成16年度から始めた市民協働による農業用排水路整備事業につきましては、南宮地区は6年目、新田地区は4年目、八幡地区は3年目を迎えております。

また、今年度から新たに市川地区、山王地区でも同様の工事を実施し、いずれも12月4日までに終了しました。

農業視察研修として、11月17日から18日まで、私ほか農業者等20名の参加のもと、福島県いわき市の農業生産法人いわき小名浜菜園と、千葉県香取市の農事組合法人和郷園を視察してまいりました。

視察した農業法人は、安全で安心な農産物の生産と供給はもちろん、環境に配慮した取り組みや生産流通販売体制を確立し、地域雇用にも貢献しており、参加した全員がこれまでとは違う農業経営のあり方を勉強してまいりました。

また、11月30日に参加者と研修後の意見交換会を開催し、現状の農業経営が抱える問題点や多賀城市の農業のあり方など、現場の声を聞き、課題の解決に向けて今後も継続的に意見を交換していくこととしました。

次に、商工観光課関係ですが、雇用対策につきましては、2市3町合同事業として、職業や就職に悩みを持つ若者を対象とした「若者向け就職支援講座」を11月19日から27日まで5回にわたり開催し、14名の参加がありました。

観光関係につきましては、10月から本番を迎えた「仙台・宮城【伊達な旅】キャンペーン」関連事業として、10月18日に「第16回壺の碑全国俳句大会」と「第17回多賀城茶会」が東北歴史博物館を会場として開催されました。俳句大会は、特別選者に現代俳句協会名誉会長の金子兜太氏を迎え、当日は、県内外から210名の参加がありました。兼題の部には全国から810句、当日の囀目吟には132句の投句がありました。

また、11月15日に、独立行政法人雇用・能力開発機構宮城センターを会場として、「第27回たがじょう市民市」が開催されました。地元産の農産物や新米等が格安で販売されたほか、「多賀城やかもち鍋」や「タケヒローネ」、友好都市天童市の「いも煮鍋」、震災復興支援を目的とした栗駒耕英地区の物産販売、仙塩工場多賀城地区連絡協議会によるPRコーナー、東北学院大学工学部学生による「おもちゃの病院」、フリーマーケットなど多くの出店もあり、来場者も約3万名と昨年を上回るにぎわいでした。

さらに、「史都多賀城」を全国にPRするため、JR東日本仙台支社管内の列車、高速道路のサービスエリアや集客施設等にイメージポスター等を掲示したほか、広報誌やホームページに関連記事を掲載し、市内外に対して広く周知を図っております。

多賀城市観光協会では、本市の「美味し国・伊達な旅・家持万葉の路」のキャッチフレーズのもと、関係団体と連携した「万葉まつり」、七ヶ浜町と連携したバスツアーなど、キャンペーン期間中の各イベントの魅力アップを図りながら、誘客の増強に努めております。

また、JR 東日本との連携事業である「駅長オススメの小さな旅」では、10月11日から11月23日まで、史跡や歌枕めぐりの3コースを設定し、66名の参加者に史都多賀城の秋を満喫していただきました。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、健康課関係ですが、新型インフルエンザにつきましては、10月に入り流行が拡大し、本市小中学校においても学年・学級閉鎖を一部実施しております。11月5日には、宮城県にインフルエンザ警報が発令され、今後流行がさらに拡大する可能性があることから、感染予防への対応を継続しております。

また、新型インフルエンザの予防接種につきましては、10月19日に医療機関従事者に対する接種が開始され、11月2日からは、妊婦・基礎疾患を有する方など優先接種対象者に対する接種が順次行われています。

市では、これらの優先接種対象者等に助成を行うこととし、11月2日に全世帯へチラシを配布しました。

なお、健康課においては、予防接種の助成に関する相談窓口を開設しております。

各種検診につきましては、10月15日から30日まで大腸がん検診を実施し、5,979名が受診しました。

女性特有のがん検診推進事業につきましては、子宮頸がん無料検診対象者1,881名に対し無料クーポン券等を発送し、10月19日から検診を実施しております。

また、乳がん無料検診につきましては、マンモグラフィ撮影施設が限られているため、検診申込書を発送した1,886名の対象者のうち、申し込みのあった方に対して医療機関を指定した上で、無料クーポン券等を送付しております。

なお、乳がん検診は10月21日から検診を実施する予定です。

特定保健指導につきましては、特定健康診査で保健指導の対象となった753名のうち、積極支援59名、動機付け支援117名、ほか7名、合計183名の方に対し、健康、栄養、運動などの保健指導を9月から3月まで文化センター等で実施しております。

また、11月13日から20日まで市役所ロビーにおいて「食で育む元気な多賀城」をスローガンに食育展を開催しました。食育に関する、保育所や学校給食センターでの取り組みについて、パネル展示などにより紹介しました。

次に、こども福祉課関係ですが、平成20年度版子育て応援特別手当支給事業につきましては、10月7日をもって申請受け付けが終了し、支給対象902世帯のうち1世帯を除く方から申請があり、934名分の3,362万4,000円を支給しております。

また、平成21年度版子育て応援特別手当支給事業につきましては、国から執行停止した旨の通知がありましたので、今議会に同事業に係る予算を減額する補正予算を計上しております。

11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、本市及び七ヶ浜町の要保護児童対策地域協議会が共同し、10月31日に市内大型店舗4カ所で、11月2日にはJR多賀城駅前前で児童虐待防止啓発活動を実施しました。これらの活動には、本市の民生委員児童委員、主任児童委員、各小中学校及び両市町の職員延べ60名が参加しております。

また、11月5日には「児童虐待防止講演会」を開催し、両市町から68名の参加がありました。

次に、国保年金課関係ですが、9月に行いました国民健康保険被保険者証の更新の際に、被保険者証を世帯単位から個人単位に変更するとともに、カード化を行い、8,563世帯に対して交付しております。

また、ことし10月から始まりました国民健康保険税の特別徴収につきましては、第1回目の特別徴収が10月15日に行われ、1,328名分が納付されております。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、民間木造住宅の耐震化支援事業につきましては、耐震診断の申し込みが40件あり、7件の診断が終了しております。

また、耐震改修工事費補助の申し込みにつきましては、6件のうち5件が工事完了となっております。

なお、普及啓発の一環として、11月上旬に木造診断士と市職員による市内一円のローラー作戦を実施しております。

高橋四丁目地内に建設を計画しております借上市営住宅につきましては、11月7日に着工し、来年9月の入居開始に向け、事業を進めております。

次に、多賀城駅周辺整備課関係ですが、連続立体交差事業につきましては、上り線の工事が順調に進行し、11月29日の始発から高架に切りかわりました。

来年1月以降、仮上り線の撤去及び下り線の高架橋工事に着手いたします。

また、来年2月に上り線のエスカレーターが稼働する予定です。

次に、道路公園課関係でございますが、補助事業につきましては、11件を発注しております。

このうち、主な工事の進捗状況としては、市道新田高崎線道路改良工事が市道山王高橋線との交差点改良を除き完成しました。交差点改良につきましては、今後、信号機の移設や水路のつけかえを行い、年度末に完成することを目指しております。

また、志引団地内の道路改良につきましては、現在、歩道のバリアフリー工事にあわせ、排水施設の更新及び道路のかさ上げを施工しており、年度末の完成を予定しております。

単独工事につきましては、市道西能ヶ田一号線外11件を発注し、9件が完了しております。

また、青木沢団地6号線（通称マンモス坂）道路改良工事につきましては、12月11日から凍結防止剤散布装置が稼働可能となります。

次に、下水道部について申し上げます。

補助事業につきましては、工事を1件、設計委託等を3件発注しております。このうち、工事については、陸上自衛隊多賀城駐屯地内の丸山雨水幹線を9月に発注しております。

起債事業につきましては、町前污水枝線など工事を8件発注し、このうち浮島污水枝線など3件が完了しております。



単独事業につきましては、大代一丁目ポンプ設置など工事を3件発注し、このうち浮島2号雨水幹線暫定水路整備工事など、2件が完了しております。

次に、教育委員会について申し上げます。

まず、教育総務課関係ですが、学校施設の耐震化につきましては、第二中学校校舎地震補強等工事の進捗率は、11月末現在で約49%となっております。

また、天真小学校屋内運動場地震補強等工事が順調に進み、11月21日には、装いも新たな屋内運動場で学習発表会が開催されました。

多賀城東小学校校舎及び屋内運動場の強化ガラス交換並びに防犯カメラ設置につきましては、10月6日から工事に着手しております。

次に、高崎中学校の防球フェンス張りかえ工事につきましては10月26日に完了し、第二中学校の防球ネット設置工事は10月27日から着手しております。

また、太陽光発電設備に係る設計業務につきましては、第二中学校及び天真小学校は9月29日から、多賀城小学校及び高崎中学校を除く小中学校は10月27日からそれぞれ着手しております。

次に、学校教育課関係ですが、新型インフルエンザの影響につきましては、9月上旬に城南小学校の1学級が4日間の学級閉鎖になったのを皮切りに、市内小中学校で学級閉鎖や学年閉鎖が相次いでおります。

11月末現在においても学級閉鎖等が続いており、就学児童・生徒の新型インフルエンザ罹患患者数は138名で、既に治癒した児童・生徒数は1,687名、在籍者全体の29.9%となっております。

この間、急激に罹患患者数が増加した11月上旬には、新型インフルエンザの蔓延を防止するため、児童・生徒を対象とする各種事業を中止するなどの措置を行っております。

また、これから冬場を迎えるに当たり、新型インフルエンザに加えて季節性インフルエンザの流行にも注意を払っていく必要があることから、手洗いやうがい等の一層の周知を行い、インフルエンザ予防に万全を期してまいります。

次に、生涯学習課関係ですが、9月27日に市民会館小ホールにおいて、「0才からのクラシック」コンサートを開催しました。チケットは即日完売し、満席の会場で、乳幼児から小学生までのお子さんとその保護者がクラシック音楽に触れ合いました。

10月7日から12日まで「第30回多賀城市美術展」を文化センターで開催しました。絵画、書道及び陶芸に405点の出展があり、2,284名が来場しました。

昭和62年4月2日に開館した文化センターの入館者が、10月21日に500万人に達し、該当者に記念品を贈呈しました。

11月1日に、洋画家の小崎隆雄画伯から絵画2点の寄贈を受けました。

11月8日には「第29回多賀城市民音楽祭」を市民会館で開催し、合唱や吹奏楽など15団体333名の参加があり、576名が来場しました。

なお、新型インフルエンザの蔓延を防止するため、市内小中学生は参加を自粛いたしました。

今年度から東豊中学校で始まりました学校支援地域本部事業につきましては、学校及び地域住民の方々の参画を得て、地域教育協議会を設置しました。今後、ボランティアを募集し、具体的な支援活動を行ってまいります。

ジュニアリーダー「エステバン」が11月5日に開催された「青少年健全育成みやぎ県民のつどい」において、在学青少年社会参加活動善行者表彰を受賞しました。

また、「全国青少年健全育成強調月間・県内一斉指導日」である11月6日に、街頭指導・啓発活動及び環境浄化活動を行いました。青少年補導員、小・中・高校の教員、東北電力株式会社塩釜営業所員など31名の方々が、市内のスーパー、多賀城駅前でのチラシ配布や、県道、市道の電柱に張られた有害広告物の撤去を行いました。

10月11日に「第12回史都多賀城万葉まつり」が東北歴史博物館をメイン会場に開催されました。今回は、万葉衣装行列や万葉ステージ、夜間イベントの能楽に加え、新たに万葉衣装行列コンテストが行われ、観客数は約8,400名を数えました。

また、万葉まつりとの同日開催イベントとして、大伴家持顕彰会が主催する「第32回大伴家持のつどい短歌大会」が行われ、203名の参加がありました。

東北学院大学との連携協力事業の一環として、9月9日から10月14日まで5回にわたり実施した大学公開講座「身の回りの環境と防災」につきましては、35名の申し込みがあり、延べ147名の方が受講し、3回以上受講された31名の方々に對して修了証を交付しました。

次に、文化財課関係ですが、10月6日から9日まで宮崎市において、加盟216市町村の出席のもと、全国史跡整備市町村協議会宮崎大会に協議会の会長として出席し、国及び都道府県に対し、文化財保護費等予算措置の充実を要望することが決議されました。

それに伴い、11月9日・10日、東京都において、同協議会臨時大会が開催され、大会終了後には、国会議員への陳情活動に参加しました。

10月14日から11月18日まで開催しました歴史・観光講座につきましては、全国で初めて「国守館」が発見された山王遺跡に焦点を当て、さまざまな角度から遺跡の魅力を紹介しました。

11月1日から来年1月24日まで、埋蔵文化財調査センターにおいて、第23回企画展「出土遺物を保存する」を開催しております。発掘された木製品と金属製品の劣化を防ぐ保存処理方法を紹介しながら、科学処理の終了した遺物を遺跡ごとに展示しております。

今年度からの2カ年事業で実施する特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画の策定に係る第1回目の策定委員会を今月1日に開催しました。今後、ワーキング会議や部会、策定委員会での議論を経ながら、計画づくりを進めてまいります。

次に、上水道部について申し上げます。

10月1日に耐震管継手の接合技術の向上を目的に、上水道部主催による耐震継手配水管技能講習会を開催しました。

講習会には多賀城市管工事業協同組合に加盟する配管技術者30名の参加があり、修了者には修了証を交付しました。

10月16日に、新田資材置き場の土壌入れかえ業務が完了しました。今後、土地の利活用について検討を進めてまいります。

最後に、選挙管理委員会について申し上げます。

任期満了による宮城県知事選挙が 10 月 25 日に執行されました。

啓発運動につきましては、有権者が総参加するよう明るい選挙推進協議会の協力を得て、各地区での啓発物資の配布や、多賀城駅前での通勤者を対象とした街頭啓発を積極的に実施しました。

この結果、宮城県知事選挙の投票率は 47.22%で、前回（平成 17 年）を 4.91 ポイント上回りました。

以上、第 3 回定例会以降、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

---

日程第 4 議案第 83 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第 4、議案第 83 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 83 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、これは、鹿野良一委員の任期が平成 21 年 12 月 31 日をもって満了することから、鹿野良一委員を再任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 1 ページ以降に、現在の委員名簿並びに鹿野良一委員の経歴書を添付しておりますので、参照願います。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 83 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第 5 議案第 84 号 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 5 議案第 84 号 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 84 号 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例についてであります。これは、公の施設の使用等による暴力団の資金獲得を防止するため、その使用等を制限することについて必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、議案第 84 号 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例について説明いたします。

資料No.2 の 3 ページをお開きください。

初めに、条例制定に至る経緯について説明をいたします。

条例制定に至る宮城県内の動きの概要につきましては、1に記載のとおりですが、県内の動きの前に、暴力団の活動の全国的な特徴について説明をいたします。

今般の暴力団の活動の特徴としましては、暴力団対策法による規制強化や経済情勢の悪化により、資金獲得が困難になっていることから、新たな資金源獲得を求め、社会における事業活動等に積極的に進出するようになってきていることが上げられます。

この結果として、許認可や公共工事などに関する不当要求や補助金等の交付、機関紙の講読要求等の行政対象暴力の動きが強まっているのが現状でございます。

さて、このような暴力団の動きに対応するための県内での取り組み経緯についてですが、1番目に記載のとおり、全県的に行政対象暴力への対策を推進することを目的に、平成19年10月23日に宮城県行政対象暴力対策協議会が設立され、各課題ごとに専門部会を立ち上げまして、対策の推進を図ることとされました。

これまでに市営住宅や入札契約から暴力団排除の取り組みが検討されてきたところですが、公の施設から暴力団排除については、平成20年11月19日に宮城県行政対象暴力対策協議会に施設管理部会が設置され、その対策について検討が行われ、暴力団の利益となる公の施設の使用等を制限するための条例を県内全自治体が統一して制定し、県内における暴力団対策の一層の推進を図っていくこととされたものであります。

次に、2の条例制定の趣旨について説明をいたします。

公の施設は、民間施設と比較しまして低料金で使用でき、収容人員も多いものもあり、暴力団が資金獲得のために、歌謡ショー等の興業や冠婚葬祭などの行事に利用することも考えられます。そのため、暴力団の利益となる使用と認められるときは、公の施設の使用等を許可しないことを条例に規定し、公の施設を使用した暴力団の資金獲得を行わせないものであります。

それでは、条例の内容について説明をいたします。

条例案については、資料1の3ページをごらんいただきたいと思います。また、資料2の3ページの3番に条例案の概要を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、条例について、各条ごとに説明をさせていただきます。

まず、第1条、これは目的規定となっております。第1条に規定するとおり、この条例は暴力団の利益となる公の施設の使用を制限するために制定するものであります。

第2条が定義規定となっております。この条例で対象とする公の施設は、第2条第2号で定義するとおり、資料No.1の6ページの別表に掲げる施設となっております。この対象施設は、宮城県行政対象暴力対策協議会施設管理部会で策定した基準に基づき暴力団が資金獲得などを行うことができる施設として、興業ができる施設又は飲食を伴う会合ができる施設のいずれかに該当する公の施設を選定したものであります。したがって、この基準に該当しない公の施設は、施設使用者が限定されて、暴力団の入り込む余地がないと判断されることなどから、この条例の対象施設とはしておりません。

次に、第3条ですが、対象施設において暴力団の利益となる使用等をしてはならないことを規定するとともに、このような使用等に該当すると認めるときは、公の施設の使用等を

許可しない、又は使用等の許可を取り消すものとするなどを規定したものでございます。

次に、第4条は、使用等の許可の申請があった場合に、その申請が暴力団の利益となるかどうかについて宮城県警察本部長から意見の聴取ができることなどを規定するものであります。

第5条は、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めることができることとするよう、委任の規定を置くものであります。

最後に、附則ですが、条例の施行日を平成22年4月1日とし、同日以後の公の施設の使用等について適用することとするものであります。この施行日につきましても、宮城県行政対象暴力対策協議会施設管理部会の方針に基づき、宮城県内全自治体が統一をして、平成22年4月1日から条例を施行することとなっているものであります。

なお、22年3月31日以前に4月1日以後の使用等の許可をした場合であっても、事後的に暴力団の利益となる使用等と判明した場合は、この条例の施行日以後であれば、本条例に基づき許可の取り消しなどをすることができるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ちょっと解釈の関係で教えていただきたいんですが、6ページの都市公園法第2条の2項の規定に基づいた市が設置した都市公園の場合はだめですよということになってはいますが、同法第5条1項の「許可にかかわる公園施設は除く」というふうになっているが、具体的に多賀城の場合はどういうところが該当しないのか。例えばそれぐらいの開発して公園を寄贈している場合もあるわけですけども、それらとの関係があると思いますが、その辺についてももしわかるのであれば教えていただきたいし、今そこに手元にないのであれば、後で資料でいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

ただいまの件なんですけれども、都市公園法第5条第1項では、公園管理者以外の者でも許可を受けて都市公園に公園施設を設けたり都市公園を管理できる旨を規定しております。この公園管理者以外の者が設置又は管理する公園施設は、基本的に当該許可を受けた公園管理者以外の者の責任において管理されておりまして、市民がこれを公園施設を利用する場合は、都市公園条例で規定する使用等の手続が適用されないために本条例の対象から除外したものであります。

それで、この5条に規定する公園としましては、宮城県内においては、宮城野原公園の宮城球場、それから仙台市の陸上競技場とかありますけれども、多賀城市においては、現在のところこれらに相当するものは設置はされておられません。

ただし、公園内における自動販売機の設置につきましては、この都市公園法第5条1項の規定により、設置を許可する取り扱いとされていることがありますので、このようにさせていただいているということでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

では、具体的には多賀城市では該当はないと。ですから、いろいろ城南あたりに大きな公園があるわけですが、あれらも全部都市公園法の第2条第2項の規定に該当するんだという解釈でいいのかなのか、その辺をお聞きしているんです。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

はい、そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

振り込め詐欺を見ましても、いろいろ対策をとっても手をかえ品をかえ新たな手法で対応してくるという状況になっています。全県が一斉にこういう対策をとった場合に、いろいろ偽装団体をつくったり、いろんな手法でまた新たなことを考えてくるということもあり得ると思うんですが、なかなか現場サイドとしてはその見きわめが大変になるんじゃないかというように思うんですが、その辺についてはどういう対策が講じられているんでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

そんなこともありまして、やっぱり受け付けした時点では、即そういうものかどうかがなかなか見きわめが難しいということで、宮城県警察本部長の方に照会を出しまして、それが暴力団に該当するかどうかということを問い合わせをして、それがわかった時点で、後からでもその許可を取り消すことができますよというような規定も設けてございますので、その辺は大丈夫かなと思っております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

第5条なんです。委任なんですけれども。「この条例の施行に関し必要な事項」、この第4条まででほとんど網羅されておるんですけれども、その他必要な事項ってどういうことなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

規則の方で、例えば申請の様式とかも規則等でちょっと定めなきゃないもんですから、その辺は規則の方で定めるというふうにさせていただいているわけでございます。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

やはりこういう新設条例の場合は、この委任の関係で、要綱等あるいは規則等、まあフォーマットといいますか書式までは省略しても、何か条文的なものがあるのであれば、やはりここに説明資料として加えていただきたいなど。これは要望にしておきますので、よろしくお願いします。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間の休憩をいたします。再開は11時5分。

午前10時53分 休憩

---



午前 11 時 05 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

---

日程第 6 議案第 85 号 多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 6、議案第 85 号 多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 85 号 多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例についてであります。これは、去る 9 月 4 日の説明会において議員各位に説明申し上げましたが、市が保有する私債権について、徴収責任を明確にするとともに、市民生活の現状に即して強制執行や徴収緩和措置を適切に行使し、滞納対策の強化と公平性を確保するため、必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは、私の方から説明をさせていただきます。

まず、議案関係資料 2 の 4 ページをお願いしたいと存じます。

本条例の制定に至る経緯、趣旨、その他具体的項目などの詳細につきましては、去る 9 月 4 日の議員説明会におきまして御説明させていただいたところではございますが、改めて本条例の制定趣旨につきまして御説明いたします。

お手元の資料の第 1、制定趣旨に記載のとおり、一つには、市の私債権に係る徴収責任を明らかにすること。二つ目には、市民生活の現状に即して強制執行や徴収緩和措置を適切に行使し、滞納対策の強化と公平性を確保することが、本条例制定の趣旨でございます。

それでは、このような趣旨のもと、このたび新たに整備をいたします多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例案の規定内容につきまして御説明いたします。

このページの第 3、条例案解説に沿って説明を進めさせていただきます。

まず、第 1 条でございますが、この条例の制定目的を定めたものでございます。

次に、第 2 条でございますが、この条例で使用する用語の定義を定めるもので、市の私債権の範囲を明らかにするものでございます。

市の私債権の範囲に関しましては、去る 9 月 4 日の議員説明会の際にも担当から説明させたとおり、本市が保有する債権のうち、自力執行のできない、つまり訴訟上の手続を踏まなければ強制執行のできないすべての債権とするものでございます。

次のページでございます。

続きまして、第 3 条でございますが、市の私債権の保全及び管理につきまして、法令及び他の条例との関係性を規定することで、この条例の適用関係の明確化を図るものでございます。

第 4 条でございますが、督促行為を定めたもので、履行期限までに履行しない者に対して督促を行わなければならないことを定めたものであります。

ただし、私債権のうち、寄附金などについては、本規定の適用除外としたものでございます。

なお、この督促行為を初め、私債権の保全及び管理にかかわる権限の行使につきましては、市長のみならず水道事業管理者にもその権限の範囲内でこれを行わせることとしたものでございます。

次に、第 5 条でございますが、督促をしてもなお履行されない者につきまして、訴訟手続により履行を請求し、強制執行等の措置を講ずることを定めた規定でございます。

5 ページの第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定は、その強制執行の具体的措置について定めたもので、特に第 3 号の規定について説明を加えさせていただきますと、これは訴訟手続をとることにより強制執行の措置を講ずることを定めたものであります。

その訴訟手続につきましては、債権者である市と債務者である相手方との間で現に私債権の額及びその存在について争いが無いときは、訴訟手続による債権保全を円滑に行うことができるようにするため、簡素で効率的な支払督促の申し立てを簡易裁判所に申し立てることによって、これを行うことを定めたものでございます。

なお、相手方と争いが無い場合に限り本規定を適用するという理由でございますが、支払督促とはそもそも簡易裁判所を介して行われるものでございますが、相手方である債務者から異議申し立てがあった場合は通常の訴訟に移行することとなります。そのため、当事者間でもめごとのある案件については、いずれ裁判になることが予想されるため、二度手間、三度手間をかけないようにするという事務手続の効率性に配慮したものでございます。

なお、これらの強制執行の手続につきましては、本条例第 8 条の規定により、その徴収を停止する場合は、第 9 条の規定により履行期限の延長などを行う場合にあっては、本規定の適用を除外することとしております。すなわち、債務者の資力の状態によっては、強制執行を行わないことも予定しているものでございます。

続いて、次のページ、6 ページをごらん願います。

第 2 項でございますが、これは支払督促の申し立てに対して、債務者から異議申し立てが行われ、通常の裁判に移行することとなった場合の地方自治法 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づく訴えの提起に係る議会の議決につきましては、もともと支払督促の申し立て自体が議

会の議決を不要としていることにかんがみ、個別の議決を経ることなく議会の議決があったものとして滞納対策の円滑な運用を行わせていただくという規定でございます。

なお、水道事業管理者が訴訟手続により履行を請求するケースに関しまして、本規定の適用除外としているのは、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき、地方自治法96条第1項第12号の議決が不要となっているためでございます。

次のページで、第6条でございますけれども、市の私債権の適正な保安全管理のために、その履行期限を繰り上げる必要が生じた場合は、債務者が無資力またはこれと同等の状態にあるときなど、本条例第9条第1項各号に掲げる事由に該当する場合を除いて履行期限の繰り上げを行うことを定めたものでございます。

なお、履行期限を繰り上げる必要がある場合の具体的事例でございますが、ここに記載の6項目がこれに該当するものとして考えてございます。

第7条でございますが、これは市の私債権を滞納している債務者が、破産手続開始などの決定を受けた場合には、市長または水道事業管理者は正当な債権者として執行裁判所や破産管財人などに対し、配当要求その他債権の申し出を行うとともに、債権保全のため必要があると認める場合は、担保の提供を求め、または仮差し押さえ等の措置を講じなければならないものとするものでございます。

続きまして、8ページになりますが、第8条は徴収停止に関する規定でございます。履行期限を経過しても、なお完全に履行されていない私債権のうち、徴収見込みがないとき、また債務者の居所不明や少額債権である場合であって、差し押さえることができる財産の価格が、その回収に要する経費に満たないと認められるときは、本条例第1号から第3号までに規定したとおり、徴収停止の措置を講じ、以後、その保全及び取り立てをしないこととすることができるとする規定でございます。

なお、差し押さえることができる財産が強制執行や取り立ての費用を超えないときと規定しておりますが、その取り立てに係る費用の額につきましては、差し押さえ対象によって異なりますので、一概に幾らとは換算することはできませんが、どのような費用がこれに該当するかということで申し上げるとすれば、裁判所の手続で必要とする収入印紙、各種書類の送達に係る郵送料の予納分、また不動産や動産を差し押さえる場合の手続費用としての執行経費の予納分が挙げられるものでございます。

続いて、第9条でございますが、これは本条例第1項第1号から5号までに掲げる事由に該当する場合、つまり債務者が無資力またはこれに近い状態にあるなど、債務者の現実の生活に照らし合わせて、その履行期限までに履行することが困難であるときは、履行期限を延長する特約をすることができるとする規定で、その場合は当該債権の金額を適宜分割することもできるとする規定でございます。

次に、9ページに移りまして、本条例第2項でございますが、これらの履行期限の延長または分割納付という特約は当初の履行期限後においてもできるとするものでございまして、その場合は、その履行の遅延に際して発生した損害金などを徴収すべきである旨を定めた規定でございます。

第10条の規定でございますが、市の私債権について、第9条の規定により債務者が無資力またはこれに近い状態であるがゆえに履行延期の特約をしたものについて、最初に履行延期の特約を行った日から10年を経過した後においても、なお、徴収の見込みがないときは、その徴収を免除することができるとする規定でございます。

また、本条第2項の規定でございますが、第9条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る市の私債権、つまり債務者がその使途に従って第三者に貸し付けを行った場合で、その貸し付けを受けた第三者が無資力またはこれに近い状態にある場合には、その第三者に対する貸付金についても同じように徴収を免除することができるという規定でございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと存じます。

第11条でございますが、これは債権放棄に関する規定でございます。私債権の保全のために最大限の努力をしても、なお、その徴収が困難なものに関しましては、不良債権の滞留をなくす観点からも、本条第1号から第4号に掲げる事由に限り、限定的に債権放棄をできることを規定したものでございます。

なお、10条に規定する免除との違いでございますが、いずれもこれを行わせることによって債権が消滅するという点には違いはないものの、免除は10年を経過しなければならないということに対して、債権放棄は、10年を経過しなくてもそれらの事由に該当するのであれば債権を消滅させることができるというものでございます。

具体的には、まず第1号でございますが、これは債権の消滅時効に係る時効期間が経過したとき、第2号につきましては、債務者が破産によって免責となったとき、また、第3号につきましては、債務者の死亡・失踪・行方不明など、今後において徴収見込みがないと判断されるとき、さらに第4号につきましては、債務者が著しい生活困窮状態にあって、これは一つの基準で申し上げれば、生活保護受給基準に合致するような場合であって、今後もその資力回復が困難であると判断されたときには、いずれの場合においても債権を放棄することができるとするものでございます。

なお、この債権放棄に係る規定でございますが、地方自治法第96条第1項第10号に基づく議決事件とされておりますが、同規定において条例に特別の定めがある場合には、その債権放棄に係る議決事件を除外しているという法理上の解釈にかんがみ、本条例に限定的な債権放棄ができる場合の事由を定めることにより、個別の議決を経なくても徴収困難な債権放棄を可能とさせていただくというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

第12条の規定は委任規定でございます。この条例の施行に関して必要となる事項につきましては、この条例に定める私債権の保全・管理に関する権限を有する者が、それぞれ規則等により定めるということを規定したものでございます。

具体的には、市長部局、教育委員会、そして水道事業においてそれぞれ条例施行規則等を定めるというもので、その規則には債権管理台帳の整備や滞納者に対する督促の発送時期などを整備するものでございます。

なお、これまで御説明申し上げてまいりました私債権の保全及び管理に係る事務の流れでございますが、支払督促の申立てによる履行請求手続などにつきましては、少し複雑な流れとなっておりますので、次の11ページにフロー図化させていただきましたので、参考としてごらんいただきたいと存じます。

続きまして、この条例の附則について御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書1の13ページをお願いしたいと存じます。

まず、第1項施行期日でございますが、この条例の公布の日から施行するものでございます。

次に、第 2 項多賀城市税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正及び第 3 項多賀城市営住宅条例の一部改正につきまして御説明いたしますので、大変恐縮でございますけれども、議案関係資料 2 の 12、13 ページの方にお戻りいただきたいと存じます。

初めに、12 ページの多賀城市税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正でございますが、これは、多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例の制定に伴いまして、私債権に滞納があった場合の督促手数料及び延滞金の徴収の根拠となる条例の整備を行うものでございます。

新旧対照表をごらんいただくと、右側の欄に現行の条例を記載しておりまして、第 1 条中に地方自治法 231 条の 3 第 2 項という規定がございます。この規定は、主に公債権に適用されるものでございまして、今回この私債権の管理条例を提案させていただく前の考え方では、太陽の家の利用料や留守家庭児童学級利用料に滞納があった場合の督促手数料などは、公の施設の使用ということで現行規定の適用関係にあったのでございますけれども、さきの 9 月 4 日の議員説明会でも御説明させていただきましたとおり、近年の裁判所の判例を見ますと、それらの法律関係は任意の契約にあって、私人間の法律関係と余り異なるものではないと判断される傾向にあります。したがって、太陽の家の利用料や留守家庭児童学級利用料などは初めから私債権として区別した方が債権保全の管理を有利に進めることができると判断されますので、現行の税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例の適用関係を私債権にも適用できるよう地方自治法第 231 条の 3 第 2 項の引用規定を削除し、新旧対照表の左側のとおり改正させていただくものでございます。

その他の改正箇所につきましては、文言の整理を行わせていただくものでございます。

次に、市営住宅条例の一部改正でございますが、13 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

ただいま御説明申し上げましたとおり、市営住宅家賃につきましても、裁判所の判例に基づき、基本的には私債権として取り扱うこととするため、家賃に滞納があった場合の督促手数料及び延滞金の徴収根拠は、改正後の税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例とすることから、新旧対照表の左側に表示のとおり関係規定を削除するなどの改正を行い、今後は改正後の税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例に一本化を図るものでございます。

なお、委任規定でございますけれども、規則で定めるこの規則につきましては、関係部署と詳細を詰めて現在策定しているところでございますので、御了承願いたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これより質疑に入ります。10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

今までもかなり厳しく債権の取り立てといいますが徴収といいますがやってきたように思うんですけども、この条例をつくることによって今までとどこが変わってくるのかというのがよくわからないんです。なぜこの条例が必要で、どこが今までと変わるのかという点について御説明をお願いします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

先ほども述べましたように、第1点目は、債権をきちっと明確にしておく点が第1点でございます。その明確にした上で強制執行なりの手続に入る点が第1点。

それから、第2点目は、やっぱり生活の実態に応じて適宜債権の放棄を可能とするように定めておいて、事務の手続にいろんな部署でのぶれがないようにするというのが大きな違いでございます。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

結局、制度的にどこが変わるかという、第5条の2項で議会の議決を不要にすると、それから、これは徴収の際の議決の不要ということになるんですが、もう一つは、11条の債権放棄のときも議会の議決を不要にすると。なぜか制度的にいうと結局そこが大きな変化であって、内容的にいうと、今までもまじめに債権、不正確に放棄したりすることもなかったように思うし、銭がないのに何がなんでも取り上げるようなことも余りはしてこなかったんじゃないかと思うんです。制度的には議会の議決を不要にするというところが一番大きいような気がするんですけども、そういう理解でいいのかどうかということです。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

本質的にはその事務の手続をスムーズにするという点では、議会の議決を経ないで、そして例えば債権放棄であれば、第11条に列記しました事由に該当する場合は、限定的に債権の放棄ができるように規定をしたいということでございます。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

我々も住民の代表であって、議会のいわゆるチェックが及ばない分野になってくるわけですね。これはこれで非常に重要なことなんです。それで、資料の2の6ページの第2項関係、「元来『支払督促の申立て』が議会の議決を不要としていることにかんがみ、個別の議決を経ることなく、議会の議決があったものとして、滞納対策の円滑な運用に資するもの」とあるんだけど、「元来『支払督促の申立て』が議会の議決を不要としていることにかんがみ、」ということをちょっと説明してほしいんですが、どういうことなのか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

支払督促の申立て自体は議会の議決を不要となっております。ところが、この支払督促の申立てに対しまして異議の申し立てがあった場合は訴訟の手続に入っていくということでございまして、この時点から議会の議決が必要となってくるということでございます。

れども、これらについては、その個別の議会の議決があったものとして次の手続に入らせていただくというものでございます。元来その支払督促自体には議会の議決が不要であるということでございます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

支払督促の申立てというのは、市役所がきちんと債務者に払うように裁判所からも命令してくださいということをして市役所が裁判所に申し立てるのを支払督促の申立てと言うんですね。それに対して、債務者が「異議があります」と言った場合には裁判になると。そのときには議会の議決が必要だと。この条例は、その場合の議決がなくても、いわゆる訴訟行為が当局として行えるようにしたんだというふうに理解していいんですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

はい、そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、債権の放棄の方も条例で決めた場合に議会の議決を経なくてもいいということにするということだね、10 ページの方は。それで、これもやっぱり、そうはあり得ないと思うんだけど、あり得ないことではあるんですが、万が一のことを考えますと、さっき暴力団の話も出てきたんですが、よそのところを見ていると、いろんな圧力に負けて、不当に債権放棄をやったりというようなこともありますよね。やっぱりそういうのは多賀城では聞いたことないんだけど、よそではあるんです、そういうのが。そういうのは、議会もやっぱりチェック機能を果たさなきゃいけないと思うんです。その辺でいいように働く場合もあるし、やっぱりチェックが働かなくなる、悪い方に作用する場合もあるという懸念があるんです。いいようにしか働かないという、その確信についてちょっとお答えいただきたい。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

今藤原議員に御紹介いただいたケースというのは余り想定はしていませんけれども、ただし、この条文でうたっているのは、第 1 号から第 4 号までの限定したもので、これに限ってその債権放棄ができるということとしたものでございますので、それに暴力団とかの介入によってというか、今多重債務に陥って生活ができないという相談も結構ございますので、それらはその 4 号に該当してそれらのいろいろ実態等を詳細に調べた上で債権放棄をするというような手続に入っていきたいと、こういうふうに考えてございます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

いや、結局、列挙はしていますよ、条件をね。列挙はしているんだけど、要するに債権放棄自体は議会の議決を経なくてもやれるようになるわけです、手続的に、これで。そうすると、当局がどういう案件を債権放棄するかというのは、實際上議会の目からはもう見えなくなってしまうということなんです。だから、あっちゃいけないことなんだけど、実際上あっちこっちであったでしょう、やっぱり、そういう圧力に負けちゃって債権放棄したみたいなことがね。だから、手続上は結局そうなっちゃうので、私はやっぱり議会のチェックから離れるということがちょっと、非常に懸念されるんですけども、どうなんですかね、ここ、やっぱりちょっと気になるな。絶対大丈夫ですという、お任せくださいというふうに言っているわけだけども、ちょっとその辺がやっぱりそのチェックしなきゃいけない立場の人間としては気になるんですけども、やっぱり。どうですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

これらの債権放棄等につきましては、議会の方にも報告はさせていただきたいと思っておりますけれども、この取り扱いについては地方税法による債権放棄と同様の考え方で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

今、質疑ありました。もう一つ今までと違うところ、例えば市営住宅の 30 万円滞納していると。今までだと、議会に訴訟の提起をして、弁護士さんをお願いをして裁判をすると、こういう経過でした。ところが、この支払督促の場合は、切手とそれから印紙で、市の方で全部手続がとれると、安い経費でね。そして支払督促をして、1 回目の支払督促で異議申し立てが来る。例えば滞納者が 30 万円滞納してて、その人はこの債権、私関係ないとは言わないですよ、普通、異議申し立てで。一括では払えないので、分割、毎月 1 万 5,000 円ずつにしてください。これが異議申し立てになるわけでしょう、支払督促の場合。そうすると、それに対して市が、いや、それで払ってもらうのはいいだろうということで、裁判になってもすぐ決着がつくんですよ。そういうことの流れになるということなんです。もし相手が何も応じない場合は、2 回目は強制執行のもう一度支払督促をします。そうすると、それでも返事がなければ、市がもう執行ができますよということですよ。だから、その辺の説明がないから何かちょっとわからないんですけども、そういう流れになるので、経費も安くて済むし、事務手続もスムーズに進むと、こういう理解を私はしているんですけども、どうでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）



はい、そのとおりでございます、明け渡し請求の場合はまた別の手続を踏まなければなりませんので、今の根本議員のおっしゃるように、金銭債権についてはそのような流れで進むということでございます。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

それから、10 ページの第 11 条の破産法の適用によって債権放棄すると。例えばその債務者が自己破産をすると、それで市営住宅の使用料もその対象に入れてなった場合、裁判所で認められた場合は、免責決定がおりた場合には債権放棄をするということですね。今までは、税金なんかはそれに該当しないわけですよ。だけれども、使用料は該当すると、これに関しては、私債権は。そういう理解でよろしいんですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

この条例案、極めてユニークな条例案で、どこの新聞だったか、ちょっと朝刊で読んだ記憶あるんですけども、何か東北でも初めての例みたいなふうにちょっと読んだ記憶を持っておるんです。

そこで、これは市独自にこういう条例案を考えておつくりになったのか、あるいはどこか先進モデル市というのがあって、そこに準拠しているような形で条例案をこさえたのか、ちょっと確認しておきたいんですが。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

まず、東北ではまだ確認しておりませんが、宮城県内では初めだということでございます、どこかの市なり区なりの例を引用したのかという話でございますけれども、これはこの条例のモデルとしたのは、長野県の伊那市を含めて、先進的な取り組みとして評価を得ている浜松市であるとか、芦屋市、東京都の特別区など、事例は数多くございまして、それらを参考にさせていただいたということでございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

ちょっとうっかりしまして、宮城県で最初なのか東北で最初なのか、ちょっと私の中で記憶がごっちゃになって、大変失礼しました。

そうしますと、この条例案というのは、先進地というか準拠した市においては、もうこれを既に制定し、ある一定のもう、こういう考え方のもとに公務が進められているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

はい、そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

河北をちょっと読んで、説明会のときも思い出していたりしたんですけども、市長公室が未収金の徴収手続が迅速化されることで収納率の向上が期待されると話しているというふうに報道でありましたけれども、どの程度上がると思っているんですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

どの程度と言われましても、まだ……、実際運用していませんのでわかりませんが、ただ、今までかけた時間、これらの事務に要する時間が短縮されますので、その分はいろいろ調査なり聞き取りなりというものに時間をかけることができますので、そういう債権放棄も含めて、そういう強制執行の手続についても時間が割けるということでございますので、どの程度と言われますと、現在よりはぐっとアップさせたいというふうに考えてございます。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

何かなかなか悩ましい提案の仕方、議会の一員、議員の一人としては、やっぱり免責されるにしても強制執行されるにしても、そういう事柄に市民の暮らしに思いをはせた議論の上で決定されるべきだと私は思うんです。そういう中でこういうものと抱き合わせでこられると、なかなか悩まされるなというふうに思うんですけども、議会の形骸化につながるというようなことでは困るなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

そういう処分なり債権の放棄であったりという件につきましては、先ほど藤原議員の方からもありましたけれども、限定的にこの範囲内で債権放棄等をさせていただくと。そのほかについては従来どおりの手続にしていきたいというふうに考えてございますし、きちっとそれらの状況については、議会の方には報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

皆さん方の私債権をきちんと回収したいという意欲、それから、正当な理由がある場合にその債権の放棄もスムーズにやりたいという意欲、気持ち、それはよくわかります。

ただ、やっぱりひっかかるのは、議会の、議会人としてはですよ、住民から選ばれている議会人としては、チェック機能が果たせなくなると、そういう点でやっぱり懸念を持つんです。だから、皆さんの意欲はわかるんだけど、議会人としてそういう懸念があるということで、ちょっと同意できる気持ちにはまだなっていないということで、反対討論とします。

○議長（石橋源一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

説明にもありましたけれども、市の私債権の額なりその存在について、日々、現に相手方と争いのないときには支払督促の申立てにより履行してきているわけです。請求して対処しているというのが現況であるわけです。

ただ、もう一方、訴訟手続による履行請求する場合には、民事訴訟法の支払督促の申立てが訴えの提起と見なされるときには議会の議決があったものとして取り扱うという条例の第5条の提起の強制執行の中身であるわけですが、今日までもこれら未収金等の徴収についての取り扱いについて、日々いろんな知恵を用い、また努力を図りながら、その取り組みについての迅速化なり収納率の向上ということに取り組んできた、その取り組みをなお一層、体制的にも整備を図って、その任を果たしていこうという条例案の提起であると思っておりますので、賛成の討論にかえさせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（石橋源一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第86号 多賀城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第7 議案第86号 多賀城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第86号 多賀城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これは、現在の厳しい経済社会情勢にかんがみ、後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の算定について、社会保険の保険料等に係る延滞金の算定と同様に、特例措置を定めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料2の14ページをお願いいたします。

議案第86号関係資料の多賀城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により、今回の改正内容を御説明させていただきます。

多賀城市後期高齢者医療に関する条例におきまして、後期高齢者医療保険料の延滞金利率を一定の期間軽減するものでございます。

第5条第1項において、延滞金の利率については、年14.6%と規定しており、納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3%と規定をしております。

改正後につきましては、この延滞金の軽減の期間を一月から三月に改正するものでございます。

なお、この期間の改正につきましては、国税の源泉所得税に係る延滞金の軽減の期間と同様とするものでございます。

次に、附則に第4項を追加し、当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合、これは各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に、この商業手形の基準割引率でございますけれども、以前は「公定歩合」と呼ばれていたものでございます。年4%の割合を加算した割合を言うものでございますが、その特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合とするもので、当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときはこれを切り捨てるというふうにするものでございます。そのような形で延滞金の割合の特例を規定したものでございます。

なお、今回の改正により、平成22年中の延滞金の利率については、平成21年11月30日現在の日本銀行の基準割引率0.3%に4%を加算しますと4.3%となりますので、7.3%と比較して低い方となりますので、平成22年中は4.3%の割合が延滞金の利率というふうになります。

それでは、資料1の15ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則をごらん願います。

1の施行期日につきましては、平成22年1月1日から施行するとするものでございます。

2の経過措置につきましては、この条例による改正後の多賀城市後期高齢者医療に関する条例第5条第1項及び附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時です。

午前11時54分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長(石橋源一)

再開をいたします。

---

日程第8 議案第87号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(石橋源一)

日程第8、議案第87号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第87号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。これは、去る11月27日の説明会において議員各位に説明申し上げましたが、水道料金のうち、従量料金の金額を引き下げるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては水道事業管理者から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(石橋源一)

水道事業管理者。

○水道事業管理者(板橋正晃)

それでは、資料2の15ページを最初お開きいただきたいと思います。

水道料金の改正の概要について御説明申し上げます。

改定料金の算定に係る基本的な事項から御説明申し上げます。

最初に、料金算定期間でございますが、22年4月から平成27年の3月までの5年間いたします。

料金の算定方法でございますが、現行料金と同様に、資金収支方式、「資金ベース、資金ベース」とこう言っているんですが、資金ベースといたしまして、資産維持費を含めた総括原価方式により算出いたします。

なお、実際の支出に対する収入の不足や企業債償還及び建設資材の高騰や緊急時の対応等のために資金確保は経営上必要であることから、平成26年度末で資金を5億円確保するように算定してございます。

参考でございますけれども、今資金ベースでの算定ですとお話ししましたが、資金ベースというのは、収益的収支と資本的収支を包括した資金計画のため、料金算定期間にすべての資金を使い切り、減価償却費は資本的収支の補てん財源として充当するものでございます。そのため、将来の再投資資金が確保できないというデメリットもございます。今からもう一つ損益ベースをお話ししますけれども、現在の料金はこの料金でやっていまして、こちらの方がどちらかというと水道料金としては安いという方法でございます。

一方、もう一つありまして、算定方法といたしまして、損益収支方式、これは「損益ベース、損益ベース」とこう言っているわけですが、これは財政基盤強化のための費用も料金の原価に算入して、再投資資金も確保できるというものでございます。資金ベースのように減価償却も大半を資金不足に使用しないで、将来の設備更新資金として確保しておくものでございます。したがって、財政計画に余裕があるので、災害時や財政悪化時にも対応できるというもので、この方法が今水道料金の算定の原則だと思っております。ただし、資金ベースよりも料金は、将来のための財源確保をしていますので、高くなる傾向にございます。

この二つが料金算定の方法が二つありますけれども、多賀城市は今まで資金ベースでやってきていますということでございます。県内の都市を見ても、大体ちよつとが資金ベースでやっているところが多いようでございます。大体五分五分ぐらいですけども、1市ぐらい多いような感じでございます。

(3)でございますが、有収水量の見通しでございますが、給水量の減少と水需要構造の変化という厳しい経営環境に直面する中、家事用の1人当たりの使用水量や業務用などの大口使用者の使用水量もコスト削減の取り組みや景気の低迷などから減少傾向にありますので、当面はこの減少傾向が続くものと考えておりますので、有収水量は平成22年度以降も毎年0.5%程度減少すると見込んで算定してございます。

(4)の財政収支の見通しでございますが、主な算定条件は次のとおりといたしまして、財政収支の見直しを行っております。

アでございますが、財政経営の基本的な考えといたしまして、先ほど申しましたように、年間の有収水量が減少傾向が続くと見込まれることから、水道料金収入は減少傾向で推移すると見込んでございます。

水道施設の更新等につきましては、水道施設の更新・改良時期を迎え、耐震化の対策も必要であることから、施設整備に必要な経費を算定して計画しております。

なお、本日提出しております工事計画等の図面等につきましては、後ほど上水道部の次長の方から説明させます。

高料金対策補助金でございますが、平成 22 年度のみを見込んでおります。これについても資料提出してございますので、後ほど管理課長から説明させます。

22 年度の高料金対策事業は 20 年度の指標をもって算定しますので、これは大体の金額は 6,400 万円、大体わかります。21 年度以降はまだ決算終わっていませんので、それは 23 年度からの高料金対策はゼロで見込んでございますけれども、それについては 21 年度の指標で計算しますので、ここからは推計となるものでございます。

工の人件費でございますが、給料、手当、法定福利費については、平成 21 年度の見込額を基礎に、計画期間中の所要人員数 27 名で算定してございます。

オの企業債でございますが、将来世代の過重な負担を防ぐため、企業債元金償還の範囲内に発行額を抑制することで計算してございます。起債充当率は対象事業費の 85%として、利率は年 2.5%ということで、これは政府債の金利から見たとき、あと 3 年後も含めて 2.5 ぐらいだろうということで見込んでございます。

なお、平成 22 年度、23 年度の起債額は、たびたびお話ししていますように、財政健全化計画承認額である事業費の 50%で算定してございます。

また、先月の水道料金のあり方について議員説明会に、藤原議員より「償還元金と減価償却費との差を資本費平準化債を活用すべきである」という御指摘をいただきました。今回、ちょっと資料を追加で先ほど机の上に置かせていただいたと思うんですが、確かにこのように上水道分も平準化債が活用できます。ただし、条件がございまして、これは次のページ、この裏面の方で、大きな 3 番で「資本費平準化債」とありますが、ここに「対象事業」とあります。それで①、②、③とありますが、①、③はクリアしていますので、2 番目、②をちょっと見ていただきたいんですが、ただし条件がございまして、元利償還が減価償却を上回るなどにより、経営上著しい影響が生じていること、または将来生じる見込みがあるというときは発行可能です。今回のケースは、水道経営上、水道料金を値下げできると判断したから実施するものでございまして、経営上著しい影響を生じていること、また生じる見込みがあるということには当てはまらないと考えてございます。ただし、これは起債を活用する場合は県との協議が必要でございまして、協議の結果、最終的に各事業体が判断するようになるのかなと思ってございます。

もしも資本費平準化債を活用した場合どうなるかと申しますと、新たに 24 年度で 7,320 万円、これはオーバーしている分ですね、減価償却と元金をオーバーしている分、25 年度で 6,470 万円、26 年度で 6,990 万円を借り入れることができます。当然これに伴う利息が発生するものでございます。また、上水道の資本費平準化債は、下水道のように交付税措置がございませんので、プライマリーバランスが崩れ起債残高が多くなることから、活用すべきではないと思っているところでございますので、御理解願いたいと思っております。

2 番の改定料金の算定結果でございますが、改定の結果、現行口径別料金体系及び基本料金と従量料金で構成する二部料金制度を継続し、従量料金のうち 10 立方メートルまでを 10 円、20 立方メートルまでを 5 円引き下げるものでございます。基本料金と 21 立方メートル以上の従量料金は改定はなしということになります。

(2) の水道料金の平均改定率でございますけれども、1.8%の値下げと、こういうことになります。

(3) の改定料金の適用開始時期でございますが、平成 22 年 4 月分の水道料金から適用するというものでございます。



裏面をお開きいただきたいと思います。

裏面は新旧対照表でございまして、旧条例、右側の方で 10 立方メートルまで「100 円」というのを「90 円」に、10 立方メートルから 20 立方メートルまでを「215 円」というのを「210 円」にするというものでございます。

次に、資料 1 の 18 ページ、お願いいたします。

18 ページは附則でございまして、この条例は、22 年 3 月 1 日から施行いたします。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例、「別表 2」というのは上の方に書いてある、今新旧対照表で御説明した規定でございまして、これは 22 年 3 月 1 日以降に到来する新条例第 28 条の規定による基準日後、「基準日後」というのは検針後、検針日後ということになります。検針日後の水道使用に係る料金について適用し、同日以前、検針前までの使用につきましては、これは 3 月分となりますので、従来の料金でいきますと、こういう経過措置でございまして。

私からの説明は終わります。

次に、次長と管理課長から説明させます。

○議長（石橋源一）

次に、上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（長田 幹）

それでは、議案第 87 号関係資料の追加資料について御説明申し上げますので、1 ページをお開き願いたいと思います。

それと、去る 11 月 27 日の説明会で使用しました資料 6 の 13 ページとあわせてごらんいただきたいと思います。

お手元の図面は、資料 6 の 13 ページの表下にありますように、耐震不足や赤水の原因あるいは出水不良となる管を優先的に更新しなければならない管種として、塩化ビニル管・鋼管を黄色で示しております。また、平成 7 年以前に布設されましたポリエチレン一層管を青で表示しております。管路延長は合わせて約 27 キロメートルでございますので、今後 10 年間でこれらの解消を図りたいということで計画書の方に提示してございます。

また、経年ダクタイル鋳鉄管を赤で表示しておりますが、これらの配水管につきましても、配水ブロック化基本計画と整合性を図りながら、効率的に耐震化に布設がえを行っていきたいというふうに考えておりますので、年度ごとの施工箇所につきましては表示しておりませんので、御理解願いたいと思います。

また、その他での 24 年からの電気計装設備の更新、平成 27 年の高平減圧弁室の施設工事につきましても、配水管整備事業で行うことから、工事費が高騰してございます。

次の 2 ページをお願いいたします。

これは機械・電気設備の更新計画をあらわしたものでございます。

平成 22 年の次亜塩素酸と塩化アルミニウムの薬品注入設備及び平成 23 年の中央監視制御設備につきましては、建屋の耐震化を含んだ塩素酸の増加防止、また、耐用年数を超過し

ているため、安定供給の事前予防から早急に更新しなければならない設備として計上して  
ございます。

24年以降の設備更新につきましては、今年度実施しております電気・機械計装設備の機能  
診断に基づいて、各施設における設備更新をあわせてございます。

末の松山浄水場、森郷配水池に記載しております計装類の更新につきましては、テレメー  
ター、水位計、圧力計、残留塩素計など数多くの機器類が存在していること、また、おの  
おの更新時期が違うなどから、毎年計上してございます。

なお、24年以降の更新につきましては、先ほど申し上げましたように、起債を充当して整  
備するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

丸で表示している箇所が、委託事業としての調査及び設計を委託する箇所を表示してござ  
います。電気防食調査3カ所、これはJR谷中踏切、下馬第一踏切、国道45号線海老鉄工  
前。同じく末の松山浄水場におけます設計委託、先ほど申し上げました機械・電気計装の  
委託でございます。

黒丸は、電気防食工事8カ所、今申し上げました調査箇所3カ所のほかに樋ノ口大橋、鎮  
守橋、大代橋、国道45線2カ所になりますけれども、臨海鉄道下八幡地内の横断を表示し  
てございます。

黒三角は、末の松山浄水場の薬品注入設備更新、中央監視制御設備更新となります。あと、  
市川配水池の現場用上屋設置工事を表示してございます。

以上で説明を終わります。

引き続きまして、資料4ページ以降につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

それでは、4ページをお開き願います。

高料金対策補助金について御説明申し上げます。

水道高料金対策繰出基準は、年度により変動がございまして、平成22年度以降の基準は、平  
成21年度の国の水道高料金対策繰出基準、資本費について、1トン当たり172円、給水  
原価1トン当たり279円をもとに算出しておりますが、この基準については毎年変動がござ  
いまして、流動的になってございます。

また、多賀城市の資本費及び給水原価については、平成22年度は平成20年度の決算の実  
績をもとに算定しております。平成23年度については、平成21年度の見込みで算定して  
おります。それで、平成23年度については、資本費が国の基準額172円を下回る見込み  
でございますので、高料金対策補助金については、22年度のみを計上させていただきまし  
て、流動的でございますので、23年度以降については資本費が下回る基準を見込んでござ  
いますので、計上いたしておりません。

5ページにつきましては、資本費算定に係る方法について記載しておりますので、御参照願えればと思います。

あと、7ページ、8ページにつきましては、先ほど仙南・仙塩広域水道事業の料金改定が議会で議決されました際の料金改定に伴う収支見込みでございますので、御参照願いたいと思います。

以上で御説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

私どもで先日、県の企業局に勉強に行っていました。

それで、当局の出していただいた資料6の16ページのグラフ、これを県の担当の方にごらんいただいたところ、何でここのこの10年ぐらいの間だけ非常に山が突出しているんだろうと大変不思議に思われたようで聞かれたんですけども、この部分だけ盛り上がっているというのは、何かどういう理由があったのか、ちょっと御説明ください。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

この、今議員がおっしゃられましたように、平成21年度から平成30年度あたりまでですか企業債の元金償還がピークになってございますが、これは第3次拡張とあと第4次拡張が設備投資にちょうど行ったものですから、この償還時期がピークになっているということでございます。

○議長（石橋源一）

1番柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

今3次と4次という御説明がありましたけれども、では、この期間だけ特別に設備投資を集中してやったということなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

そのとおりでございます。第3次拡張事業においては、新田浄水場等を築造しております。あと第4次拡張事業については森郷の配水池と、あるいは末の松山の浄水場の改修といたしますか、そういう設備投資を行っております。

○議長（石橋源一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

わかりました。この間だけそういう事情が、特別な事情があったということで理解してよろしいですね。わかりました。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

この水道料金の改定案を理解する上で、ちょっと幾つか質問させていただきたいと思ます。

先ほど水道管理者が資金ベース、それから損益ベースということでガイダンスをいただいたんですけども、この水道料金の中にはやはり事業報酬というのを当然盛り込まれているんじゃないかと思うんです。それで、現行料金と改定料金では、いわゆる事業報酬というのを設定されておられるのかどうか、その点をお聞きしたいと思ます。口径 13 ミリで、月の収量が 13 立方メートル等の例でお願いしたいと思ます。

また、これは質問の形を変えれば、現行の料金 2,565 円、改定モデル料金では 115 円下がって 2,450 円となっておりますけれども、それぞれ 2,565 円、2,450 円の中に事業報酬分としての料金的なものがどう算定されているのかというのをちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

申しわけございません。先日お配りしました資料 5 を御用意願いたいと思ますけれども、11 月 27 日にお配りしました資料 5 の方を。

その中に、7 ページでございますが、（イ）の中に③資産維持費といたしまして 6,876 万 3,000 円、これ事業報酬と見込んでおります。これは償却資産の平均の 1%見込んでおまして、ただ、これが先ほど議員がお話しいただきました口径ごとの分けたというか、そういうのはちょっとやっておりませんので、全体で 6,876 万 3,000 円の事業報酬ということで見込んでございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

今、資金ベースと、それから損益ベースという形でして、やっぱり料金体系の中に立米当たり幾らとかというふうに料金を設定する場合には、先ほどの 6,850 万何がしの金額分も逆に言えば計算して、その中に入れていって、安定的な企業的な経営をもっていくというふうに私考えていたものですから、その 6,850 万なる……金額ちょっと間違ったらごめんなさいなただけけれども、その辺あたり、やはり根底的な考えとして料金の中に反映してい

るというふうに考えるのは妥当だと思うんですけども、その辺は概括的にどのくらいと  
というようなものは漠とでもお考えになっていらっしゃるんですか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

料金の中に 6,876 万 3,000 円見込んでございまして、これが料金全体、口径別じゃなく  
料金全体の中に 6,876 万 3,000 円見込んでおります。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

そうしますと、先ほど 1%云々という御説明あったんですけども、いわゆる事業報酬の適  
正な割合としては、市の方としては 1%内外を考えているということと理解してよろしいん  
でしょうか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

これは事業報酬につきましては、各事業体いろいろ考え方がございまして、ただ、日本水  
道協会の料金算定要領におきましては、償却資産の大体 3%ぐらいが標準じゃなかろうかと  
いうことになっております。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

つけ焼き刃ながら勉強させてもらったんです。そうしましたら、いろんな公営的な、例え  
ば公営電気事業ね、それですと自己資本に対して 5%以内とか、あるいは公営ガス事業です  
か、それでは固定資産に対して 2%以内ということで、今、示されたのは 1%というのは随  
分低い金額を設定しているんですけども、大丈夫なのかな、それで。そういう考えで 1%  
みたいなお考えを持っていらっしゃるのか、その辺つまびらかにちょっと御説明いただけ  
ますか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

私どもも、事業、資産維持費ですね、設定するとき相当議論というか悩んだんですけども、  
将来的に資金等を建設改良に充てる資金を留保するのであれば、これは割合が多けれ  
ば多いほどいいんですけども、なるべく水道料金に反映させないような形で今回 1%にさ  
せていただいた次第でございまして。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

わかりました。

それで、この水道料金の平均改定率がマイナス 1.8%というふうな改定案が出てきたんですけれども、当局としては幾つかの改定案を試算されたんでしょうか。わかりますか、率的にいろんなものを計算して、その中でマイナス 1.8%に落ちついたのかどうかというのを聞きたいんですが。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

まず、前の説明会にもお話し申し上げましたように、水道料金を見直すに当たりまして、水道事業の運営委員会の方に諮問をいたしました。そこでいろいろ議論していただいた結果、仙南・仙塩広域水道の今回の受水費の値下げ分ぐらいが妥当じゃないかというような答申をいただきました。これに基づいて、受水費の値下げ額が約 3,200 万円ぐらいだったものですから、これに見合う相当額ということで、そのくらいの 3,000 万円ぐらいでの料金下げた場合の見通しを立てながら、その結果 1.8%ということになったということでございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

そうしますと、私の理解の中では、初めに答申ありきというふうな前提に立ってのマイナス 1.8 という形になったというふうに理解もとれるんですけれども、それで間違いございませんか。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

水道事業のそういう大事なものには、やっぱり水道事業の運営委員会というのがございますので、私は、そこに諮問する以上は、その回答、答申は、説明会でも申し上げましたように、やっぱり厳粛に受けとめて尊重するものだと思ってございました。そういうことが出ましたので、ただ私一人で決めるわけにもいきませんので、いろんな方とも御相談申し上げながら最終的に、いろんなやっていって、このくらいだったら経営上頑張れるんじゃないかという見通しで 3,000 万円というようにしたわけでございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

そうしましたら、やはりいろいろ検討されたんだと、その結果なんだということを理解しておきたいと思います。

それで、前回の料金算定期間、最終年度ですね、そのときに資金保持的にどのくらいの金額というのを設定したか御存じですか。今資料ありますか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

申しわけございません、ただいまちょっと資料は持ち合わせておりません。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

私もちょっとあれなんですけれども、説明会、11月27日の説明会の資料の5の7ページ、（ウ）料金改定の場合の財政収支見通し、平成26年度の最下段に記載されている累積資金収支が、先ほど管理者が26年度末で資金5億円を確保ということなんで、ここには累積資金収支が5億6,876万3,000円となっているんです。前回の料金改定の際の料金算定期の最終年、平成16年なんですけれども、累積収支が35万5,000円なんです。これね、随分の開きがあって、先ほどの説明の中の冒頭におっしゃった26年度末で資金5億円を確保して算定しているというのは、この前回の料金算定との開きが余りにもあり過ぎるんですけれども、この辺はどういうことなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

今回の料金算定の、先ほど昌浦議員からお話がありました26年度末の累積収支5億6,876万3,000円につきましては、この最終年度におきまして、運転資金、通常の運転資金が1億7,000万円ぐらい、あと3月、年度末に起債の元利償還金等ございますので、大体5億円ぐらいの資金がないと資金的にショートしてしまうということで、5億円を確保させていただきました。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

35万5,000円と今の5億円ですか、1,600ころんで2倍の開きがあるんですよ。資金ショート、確かにおっしゃいましたよ、損益ベースよりもこの資金ベースの方が料金的には低くなるんだと。でも、どうなんですか、じゃあ逆に言えば、16年度末で35万5,000円でいいとしたときだって、結局あのときは料金を値上げしてこの計画を立ててますよね。それが今度は26年度末で5億円という、この乖離というか開きは、私からするとちょっとえーっという感じなんですよ。ですから、逆に言えば、じゃあ実際16年度では35万5,000円ぐらいの累積黒字で推移したんでしょうか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

前回の料金改定は平成 13 年度、4 年間の料金算定期間をもって改定しておりますけれども、結局、今回まで延伸しておりますので、資金的には予定よりは相当余裕のあった資金繰りだったと認識しておりますけれども。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

そうですね、そういうことだから私らも安心して水道を使わせてもらっていたんだけども。

質問の最後の部分、もう一回。要は 16 年度の最終年、続いてたんでしょけれども、いわゆる 16 年度末においては大体この 35 万 5,000 円ぐらいの累積黒字で済んだんですか。それともふえていたんですか、どうなんでしょう。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

16 年度末はちょっとまだ検証はしていなかったんですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、料金算定期間を過ぎても、今年度まで 13 年度で改定した料金が継続されているわけですから、16 年度末においては当初予定していた資金よりも相当上回った資金になっていると思います。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。だから少し 16 年度から約 5 年間ぐらい延びて、今また改定案という形になったんだと思うんですけれども、しかし、それだとすると、この 5 億 6,876 万 3,000 円というのは余りにもびっくりするような金額なんですよ、資金がショートする云々とは言いながらも。そこにやはりこれから 26 年でこのぐらいの金額になるには、そんな漠然としたのではなくて、年度ごとにこのぐらいは、書いてあるのかな、あるけれども、なぜ最終年の 26 年度に 5 億なんだというのは、確かにそう信じろと言われればそれまでですよ、御説明にもありました。26 年度末で資金 5 億円を確保すると、冒頭、御説明もあったんですけれども、しかしながら、それっていうのはちょっと余りにもべらぼうな数字で、私からすると理解できないので、もう少しわかりやすくお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）



26年度で5億円を確保したいということで、この資料で5億6,000万円ということですが、これは決して多いとは思ってございません。やっぱり運転資金というのは最低でも必要でございますので、先ほどの35万円とかというのは、その時期になったらまた値上げをお願いするということでの35万円だったんだらうと思えますけれども、この5億円が多いかという今御質問でございますけれども、資料を持ってたらちょっと見ていただきたいんですが、資料6の17ページなんですけれども、これは健全化判断比率をちょっと参照させていただきますけれども、これは資金不足比率を出すものなんです、各自治体の水道の事業規模、水道料金に比べて剰余金がどの程度あるんだという指標でございます。それによれば、多賀城は水道収益が18億円あって、大体事業規模が18億円ですよ。そしてそれに対して剰余金が11億円というのは、県内の比率からしても62.60ということで、これは一番高いところでは198とか、もう171とかって非常に高く持っているんです。これは将来の、物を建てたら再構築もしなきゃいけないわけですが、いつまでももつものでもないですから。そういうためにやっぱりある程度の資金は必要なものですから。私一番心配しているのは、逆に5億円というのが、これで十分対応できるのか、26年にですよ、できるのかなという思いもないわけではなかったですけども、でも5億円あればやっていけるよなということで、26年度まで起債を85%入れながら3,000万円毎年値下げしながらでもやっていけるなという経営見通しのもとでさせてもらっています。5億円は決して高いとは実際思ってございません。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。5億円というのがどういう性質のものかということは理解させていただいたつもりです。

料金全体的に原価補償主義というのを当然とっていらっしゃいますよね。何とかベースというんですか、二つのベースの中であったにしても、原価補償主義というのはとられているんだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

先ほど料金算定する際、算定方法については、管理者がお話ししましたように、今回私どもがとっている資金ベース方式と、あと損益ベース方式がございますけれども、資金ベース方式の料金対象原価の算出方法なんですけれども、これについては収益的支出に資本的収支の不足額を加えまして、それから減価償却費等の内部留保資金を引いております。それに先ほどお話に出ました資産維持費6,800万円ほど加えまして、料金対象原価としております。

あと、損益ベース方式の算定方法でございますが、これは減価償却費を含む営業費と支払利息、それに資産維持費、これは各事業体によって相当開きございますが、これに加えて料金を算定してございますので、そういう原価に含まれているのかとの御質問ですが、私どもはそういう資産維持費がそれに相当するものかなと思ってございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。懇切丁寧なる御説明ありがとうございます。

通常、一般の商品価格というのは需要と供給の関係によって、それが一致するところに市場価格として定まるのが、いわゆる価格というものの、市場価格として定まるということが一般的なんです。しかしながら、水道料金というのは、このような自由価格としては当然成り立たないわけで、いわば、言葉は悪いですけども、売り手独占市場における独占価格なんです、形を変えて私が理解するところにおいてはですよ。そして統制された価格で、今る御説明されたような計算のもとに形成されているというふうに理解はするところでございますが、市民の日常生活に水ほど密接な関係で、これは必需のものなんです。朝起きてから水を全然使わないという人は恐らく今の世の中にはいないと思うんです。いわば上水道部は本市における地域的独占性を示して価格決定をしているというのを、まず私は理解しておるんですけども、水道料金というのは、形を変えれば別な意味でそういう性格を有するんだということは当然御理解しているところだと思いますが、いわゆる需要者の負担力、これをどう上水道部では分析して、どういう理解のもとに今般の改定料金を試算されたのか。諮問するにはそれなりの計算式をもってということなんで、その辺はそういうふうにお考えになられたんでしょうか。

○議長（石橋源一）

事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

確かに、「売り手独占」という今言葉を使われましてけれども、水道は独立採算制であって、例えば赤字になったから一般会計から補てんしてくださいとか、そもいかないうけでございますので、どの辺が一番市民の負担にこたえられるかということで、いろいろ考えているわけでございます。今回はそこで多賀城の場合は受水費が下がったわけですから、その分はやっぱり市民に還元しましょうということで、これは 17 受水団体、仙南・仙塩広域あるんですが、その 17 受水団体が全部下げたわけでは、今回の料金を下げたとは聞いていませんけれども、やっぱり下げたところ、あるいはそのままのところ、いろいろ水道事業のおおの問題を抱えておりますので、それに対応するように今回の値下げをうまく活用しているところが多いかと思いますが、多賀城の場合は、先ほどから言っているように、このくらいの 26 年度の資金が確保できれば、このくらいは下げることが可能だなということで、少しでも今このような経済状況が、不安定な時期あるいは雇用の不安定な時期でございますので、金額は少ないんですけども、少しでも下げようというこの意気込みで今回やったわけでございますので、御理解賜りたいなと思ってございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。

あと、水道料金の算定には、もう一つ、これは入れるか入れないかは自治体の首長の判断なんですけれども、政策上の配慮というのを加味されるのが多いんです。今いろいろ聞いておりますと、値下げ分は宮城県の仙南・仙塩広域水道の 1 年平均 3,000 万円の受水費減

額分のみで何か御説明があるように感じられるんです。いわゆる本市独自の引き下げがそこに何も加味されていないような気がしてならないんです。ですから、よく私のところに他の自治体、それも特に仙台市から転入された方、多くは主婦の方なんですけれども、本市の水道料金が高いという不満が多く私のもとに寄せられているんです。確かに仙台市と本市とでは水道における所要の条件の違いはあれども、どうなんでしょう、政策上の配慮というもので、本市独自の引き下げを加味するような方法というのはおとりになられたんでしょうか。これはどなたに聞けばいいんですか。市長さんあたりはどのようにお考えになられたんでしょうか。

○議長（石橋源一）

政策的なこと等々のお伺いの趣旨ですか。

○18番（昌浦泰己議員）

はい、そうです。

○議長（石橋源一）

まず最初に、事業管理者から。

○水道事業管理者（板橋正晃）

事業管理者からで、政策的なことは私から申し上げるのはあれですけども、やっぱりさっきから言っているように独立採算制でやっているものですから、やっぱり自分たちの力というか、市民の水道料金の力で何とかやっていくというのがまず最初基本だと思います。例えばどうしても今回何十%も値上げしなきゃいけないとか、そのとき政策的にはそんなにはということで、そういうのはあるかもわからないですけども、今回値下げというとき、それがどうかというのは、ちょっと。私はもらえればそれにこしたことはないですよ、私はそれはいいんですけども、どうかなというようには思っています。

○議長（石橋源一）

市長からも求めますか。

○18番（昌浦泰己議員）

はい。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今まで管理者が話してきたと同じようなことになるかと思えますけれども、多賀城市の水道は、昭和26年から始まったということで、平成2年ですか、仙南・仙塩広域水道も始まったと。どんどんどんどん右肩上がりに伸びていったわけでございますけれども、今まで多賀城市でたしか、ちょっと確かめたんですけども、水道料金が下がったことはないですね、ないです。ですから、初めての試みで、受水費が3,000万円ほど下がったということで、それに符合させたんじゃないかということだと思いますけれども、先ほど管理者がお話ししたとおり、水道事業の運営委員会に諮問して、その答えが返ってきて、それを受けての今回の値下げということで、先ほど昌浦議員おっしゃったように、5年先には5億円ぐらいということで、その計算どおりになれば、それはそれでいいわけでございます

けれども、その間に何があるかわからない。それなりの余裕金も私はやっぱり持っていた方がいいだろうというふうな思いもしますし、あるいは万が一、宮城県沖地震なんていうのも下手すると間近にあるかもしれないということで、やっぱり備えあれば憂いなしということで、まずは1回目の値下げということであれば、今やった方が妥当ではないかなと私自身も思ったわけでございます。ただ、水道料金が多賀城の場合高い。これは宮城県、大体おおむね、仙南・仙塩あずかっているものは大体17市町村だったかな、ほとんどが受水費が高い。それだけ設備投資してやったからということで、あと10年あるいは15年たつと、相当安くなってくるとはやぶさかでないわけでもございまして、その辺を見計らいながら、恐らくやこのまま順調に推移していけば2回目の値下げということも将来的には考えられるんじゃないかなというふうに私も思います。

そういう意味で、あともう少ししたら、それは、来年私も改選迎えますから、将来のことまではなかなか言えませんけれども、少し先のことも考えながら今回は想定していただければというふうに思います。以上です。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

今の質疑を聞いておって、ちょっとその内容から聞いていきたいと思えます。

一つは、柳原議員の質問に対して、第3次、第4次の工事が、事業が促進したことによって、ここの21年から30年ピークになったという御説明です。まさしくそうであれば、事業費を年度別にこのぐらいかかって、その償還がこういうことなんだということを私ははっきり申し上げるべきだと思います。多分柳原議員はそのころ議員やっておりますから、もうちょっとその辺は丁寧に答弁をして御理解をしていただくような手法を組むべきじゃないかというのが一つ。

それから、先ほど、これは昌浦議員の質問に、当初値上げのときは、できるだけ値上げを抑えるために、35万5,000円のいわば収支剰余で16年度はおさめたはずなんです。これはできるだけ抑えるためです。今回値下げだから、5億円必要なんだから、5億円をぽんと持ってきている。値下げだからこうやったんだ、値上げだからこうやったんでは、私は政策の一元性がないんじゃないかと。その辺のことについて、もうちょっとわかりやすいように御説明をしていただきたい。

それから、3点だけまず先に申し上げます。もっとあるんですけども、今の質疑を聞いてちょっと気になったんで。

市長の今の答弁。下げたんだからいがすっぺやじゃないと思うんです。やはり値下げするにしても、5億円もの余裕金を持っているわけです。そうでなく、後で具体的なものは申し上げますけれども、もっと、説明会で私も言いましたけれども、この21年から30年のこの山を崩して、起債の充当等も考えてやれば、キャッシュフローとしてもっと豊かになっていくんじゃないのかと。そうするとそれだけのものが今回の料金値下げのための資金として捻出されるんじゃないかと、それが政策的な要因ではないかと。今、値下げ提案しているのは、県の広水の料金が下がった分を単なる市民の軽減にやっているだけ。と私は受けとめたんですけども、そうでなく、やはりありとあらゆるものを研究をして、今の多賀城市民の生活実態、豊かさの問題も含めて、やはり毎日使う水のことですので、もっと多く値下げすることはできないかという研究をするべきであって、そのことを運営審議会

の中でも議論されたと思うんですけども、そういうところまで運営審議会では議論されておりますか。

3件についてお伺いします。

○議長（石橋源一）

初めに、管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

今ピーク来てるのは何かというお話で、もっと丁寧にお話ししたらいいんじゃないかということでございます。ちょっと決算資料には今多賀城市の詳細に出ていますけれども、ここで口頭で言っているのかどうか、第4次計画ですと、拡張工事あるいは配管整備事業等々が昭和62年ごろに起債を発行した部分が、今そういうものがピークに来ているのかなということで、先ほどお話しさせていただきました。資料をもって説明できなかったことに対してはちょっと申しわけなかったなと思ってございます。

あと、値下げだから5億円とかって、こうとられるとあれですが、水道を運営していくためには最低このくらいは必要な金額ですよということで5億円ということをおっしゃっていただいているものですから、下げるから5億円、上げるときだから30何万円という考え方じゃなくて、やはり先ほど言ったように、起債の償還なども一気に出てきますので、そういうものに対応するとき、そういう資金が運転資金として必要なんですよということで、5億円は必要ですよということをおっしゃっていただいているものでございます。

あと、借入金をもっとふやしてキャッシュフローを少し豊かにして、もっと下げるべきでないかという議論をしたのかということでございますけれども、水道運営審議会の中では、今まで起債充当率50と言ってきたものが、24年から25年、26年は85%入れていって、それで入れていきますよということでの話はさせてもらっています。今この借入金については、そういう借入金でいいのか、また平準化債の借入金のことなのかはちょっと今わかりませんが、その50から上げてこの5年間でやっていきますよということは、運営委員会の方にも十分お話しさせていただいています。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

資料あるのなら出した方がいいと思いますよ、ピークの時。それは休憩のときにでも出してくれば助かります。今、ちょっと持ってきていないので申しわけないですけども。

多賀城市水道事業運営委員会に諮問して1.8%の答えがついたということですよ。運営審議会に平準化債のことを説明しましたか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

平準化債については、話ししていません。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

この平準化債の制度があるというのをわかったのはいつごろですか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

平準化債あるというのは、説明会のとき課長はちょっと調べないとというお話でしたけれども、先ほど数値、皆さんのところにお渡ししましたけれども、4月24日付で来てございますので、私もこれは参照しています。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

何でこれを説明会で説明しなかったんですか。こういう通達が来ているって何で説明しなかったのか。なぜ運営委員会でこの資料を出さなかったんですか。

○議長（石橋源一）

事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

私は、普通の建設改良費の起債を85に入れながらやって、十分それで対応できるなということでお話していましたので、平準化債を活用してまでという思いはありました。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

思いはなかったということですか。知らなかったんでしょう、これ、問題起きてから。これ最近でしょう、わかったの。はっきり本当のこと言ってよ。いいですか、これは、同僚の議員も後で質問すると思うけれども、県まで行って調べさせてもいいんですよ。うちの方に電話して「そういう制度ないか」って言ったら、「ある」と。それあるなら何で説明会のとき出さないの。何で説明会で出して議論しなかったの、いろいろ意見交換しなかったの。私はそれが疑問でならない。これは、平成21年の4月24日に総務省の自治財政局から出ているんですよ。余りばらしたくないから言いたくないんだけど、本当のこと言うと財政局にはなかったんですよ。市長公室にもなかったんですよ、それ。いいですか、なかったらいいで、はっきり言ってさ、素直に、いや、それはこの文書は目を通した記憶はあったけれども、あのときに見つからなかったんだというなら、そうはっきり言ったらいかがですか。

○議長（石橋源一）

事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

これは水道の方には来ています。来て、私見ていますということでお話しさせていただきました。

何で説明会のときというのは、平準化債を活用して云々というまでは頭になかったということでございます。それをしなくてもやれるということでの、3,000万円だったらやれるということでの考えです。

○議長（石橋源一）

ここで、質疑中でございますけれども、休憩をいたしたいと思えます。再開は2時15分にさせていただきます。

午後2時03分 休憩

---

午後2時15分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

質疑を続行いたします。21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

先ほど平準化債の話をしました。管理者ははなからこれは活用する必要はないという判断をしたようですけれども、私はそれが間違っていると。水道の経営として私は間違っていると。なぜならば、説明会のときに私は、ありとあらゆる起債、そういうものを加味しながら、ある程度の値下げと、それから企業の維持のためのキャッシュフローも考えたらいいんじゃないか、そういう説明をしました。にもかかわらず、全然検討しなかった。私もこれあるの、説明会の質疑の中で、ああこういうあるんだなということで、私も下水道だけだと思っていました。それで国会の方に問い合わせたら、「ことしの4月に各都道府県に発行しました」と。私はそれは説明会のときにあったかないかを聞きたいんです。なかったらなかったと、素直にお話ししたらいかがですか。

○議長（石橋源一）

事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

説明会のときは存在があったかどうかというのは、私もわかりませんでした。管理課長もたしかわからないから、藤原議員に答えたのはああいう答えになったんだと思えます。戻って行って、そういうものあるかということで、地方債の手引というのに確かにありました。その後、起債を探していったら、これが5月に来ています。私も決裁していますから、私も見ていますということです。言っています。ただ、今回の水道の算定の段階では、平準化債を活用しないで、私は借入金だと思っていますから、それを活用しないでやろうということ考えたものでございます。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ということは、説明会するとき、この資料は手元になかったと、帰って調べたら出てきたと。後から出てくれば、これはあんた、水道審議会の委員さんには説明できませんわね。それをどういうふうに考えているんですか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

そのとおり、そういう書類は審議委員さんには渡しておりません。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は、片手落ちだと思う。少なくともこういうものが通達として来ているとすれば、我が多賀城市の水道部で活用できないかどうか検討し、これを活用したシミュレーションをつくって、こういうふうになっていくと。それを採用すべきなのか、それとも今提案しているような内容で採用すべきなのか、やはり二者択一の審議会の中にきちっと出さなきゃいけませんよ。審議会のメンバーは、申しわけないですけども、その中身までわかっていないと思いますよ。あなたは、諮問したから、審議会の先生方の諮問に基づいて私は決めただと言っているけれども、そうじゃないんじゃない。もっと資料を出して、幅広く意見を聞いて、市民の負担の軽減のために幅広い意見を聞いて答申を受けるべきじゃないですか。これではありきの答申を受けただけじゃないですか。県の値下げ分だけは市民に還元するということを念頭に置いた諮問を受けたんじゃないですか。多賀城市の水道事業の5年間のあるべき姿はどうあるべきかというところまで論議されましたか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

確かに平準化債に関しては資料等々で説明していないということはしていません。ただ、今後の多賀城市の5年間の水道、どうあるべきかということに対しては、委員さんも一生懸命議論していただいたと思っています。この間説明会でも申しましたように、「いや、将来的に災害あるいは老朽化する設備、施設等があるんだから、現状維持でもいいんじゃないの」と、「このようにした方がいいよ」という御意見もありましたし、「いやいや、今こういう情勢なんだから少しでも下げましようや」という意見もあったということで、平準化債に関しましては、うちの方できちっと説明しなかったということは確かでございますけれども、委員さんはその中で建設的な意見を言っていただいたと、このように思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）



これは肝心かなめのやつなんです。今企業が苦しいだろうと、3次、4次やって苦しいだろうという、このピークの問題もあって、平準化を使うことによって一定の財政規模を持っていけるようにしようやというのが、ことしの4月に出した通達だと思いますよ。そう思いませんか。私はそう思うからこそ、なぜこれを活用したシミュレーションをやって、水道運営審議会の先生方になぜ意見を求めなかったのか、私は疑問でならない。これは幾ら論議しても平行線でしょうけれども、これはあなたの、管理者、あなた間違っていますよ。ちょっと間違っていると私は思いますよ。それを含めて今回の水道料金の改定は、これを活用すればこういうふうになって、多賀城の水道事業費がこういう事業になるという明確なものが出せるはずなんだ。そして我々も説明の中で説明してくれば、この活用がいいのか悪いのかの判断ができる。今の段階ではこの活用がいいか悪いかの判断はできない。これも借金だからしょうがないと言う人もいます。借金は借金でも、企業というのは借金をうまく活用して運営していくことが大事な手法じゃないですか。私はそのようにいつも見て、水道事業の会計についてはそういう見方をしてきましたけれども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

平準化債について、そのシミュレーションをきちっと出して運営委員会の方にお話しできなかったということは、非常に反省しています。起債を有効に活用しながら云々という今お話でございますけれども、起債を入れるということは、後年度負担も出てくるわけでございますので、どこまで入れたらいいかというのは、やっぱりこれは経営の方法だと思います。最小限このくらいの起債だったらいいんだろうということで今回も、何回も言うように平準化債は活用しないで、通常の建設を85%まで持っていこうと、こういうことで考えていったものでございます。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

平準化債をはなから活用する気なかったんですよ。だからそう言えばいいんですよ。さっきあんたそう言っているにもかかわらず、答弁して、そうやってくる。はなからこれ使う気がなかったんでしょう、資料がなかったんだもの。だからシミュレーションをやったかって、やりようないんですよ、ないんだから。だからそういう料金設定はおかしいんじゃないですか。私は指摘しているんですよ。どう思いますか、あなた、私の立場だったら。こっち側にいた立場だったら、あなた、どう思いますか。そういう論議になりませんか。

○議長（石橋源一）

管理者、明確に質問に対して答弁をいただければと。

○水道事業管理者（板橋正晃）

ですから、運営審議会の中には、そういうシミュレーションをして提出はしてありませんでした。はい。ただ、平準化債も将来に起債残高がふえるわけでございますので、それをいかに活用するかしないかは、やっぱり水道の今後の運営を見ていった上で、私はそれは、

今回値下げでございますので、活用しなくてもやっていけるとおっしゃっていただいたこととでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

だって 85%の起債をここに充当しているんだよ。そういう言い方できないよ。85%の起債を充当した計画とったんでしょ、これ。そういう言い方にならないでしょう、後年度に借金を出すからって。平準化債を使ったから後年度へと。85%、あんた、説明で 24 年間使うと言ったんじゃないですか。あなたが説明していること、私の質問に対して全然誠意がない、申しわけないけれども。それではコンクリート固めだ。1.8%値下げありき。それではだめだと思っんですよ。

そして、今市民の生活が苦しいところにあるわけですから、10 円よりも 20 円値下げをしてもらおうと喜ぶんですよ、微々たるものかもしれないけれども。値引きしてもらった方がいいんですよ。10 円よりも 20 円、20 円よりも 30 円。そこに持っていくために、こういうあらゆるものを活用して料金設定というのは私はやるべきだと。

そして、たまたま資料をもらったらね、あなたのところも出してるけれども。県のやつ見ますと、何年ですか、平成 27 年度から県ががばっと下がりますよ、また。18 億円ぐらい下がりますよ、今より、料金が、収入減になっていますよ。これを見据えてやったら、今言った平準化債とかいろいろ活用してね、もうちょっと値下げはできたはずですよ。私はそう思います。それを問うても、あなたはそうじゃないということでしょうから、そこ、私はそう思う。

もう一つお聞きしたい。収益金の、今言った問題等と収益金の一部を、一部をですよ、5 億円じゃなく、1 年に、前回は 5 億円ですから、例えば 5 年間で 2 億円なりを活用して料金を引き下げしようやと、そして資金ショートするところは、そうなったときはこういう手当てしようやという検討はされましたか。

それと、災害のときがあったらと言っていましたね。災害は災害特別交付金かなんか発生するわけですから、それは考えなくてもいい。通常のこととどうあるべきかということをお私に考えるべきだと。こういう点も研究してみましたか、私が今言ったの、研究しましたか。

○議長（石橋源一）

管理者、よろしいですか。

○水道事業管理者（板橋正晃）

申しわけございません、今ちょっと、言っているあれが、ちょっと理解していなかったの、申しわけございません。もう一度、済みません、お願いします。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

結果的には、私の話を聞いてないということは、そこは検討していないということですよ。ずばりそうでしょう、笑うけど。皆さん、そうじゃないですか。真剣になって聞いてたらわかる話よ。

○議長（石橋源一）

もう一度、質疑を。

○21番（竹谷英昭議員）

5億円の一部だけじゃなく、それを活用して、もっと料金を下げるような手法を研究されましたかって聞いているんですよ。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

5億円の一部をもう少し下げて、何か活用したかということですか、研究したかということですか。いや、それはちょっと、研究したかと言われれば、していないと思います。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

さっきから言っている1.8%値下げの5億円を堅持するという想定の中でこれを行っているからそうなっちゃうんですよ。私はさっきから言っているのは、ありとあらゆるものを活用しながらこの料金を、先ほど昌浦議員が言った「政策的に」っていうのはそこなんですよ。県が下げたものを下げるのはだれでもできるんですよ、それは、はっきり言って。だって、この間の値上げのときは、16年度35万5,000円の資金フローしかないんですよ。それで計画したんですよ。それを延々とつないでここまで来た。いつもあんた、1年に2億円ぐらいの利益も出てきた。それは県の広水が料金のままであったからでしょうよ。それ下がったんだもの、下がったもの、ただエスカレートしただけですよ。私はそう思っているんです。

ですから、本当に市民のことを考え、これからの多賀城市の水道をこよなく市民に愛していただけるために、政策としてどうあるべきかというところ、そこまで議論しなきゃいけないんですよ。そういうシミュレーションもつくってやらなきゃいけないんですよ。あなた、健全、安全運転するために「5億円、5億円」って言うだけなんです。私にはそう聞こえる。それじゃあいけないんじゃないかと思います、公共料金のこういうものを選定するに当たっては、そこまで私はやるべきだというふうに思うんですけども、これもあなたは私と意見は合わないでしょうね。いかがですか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

合わないんじゃないなくて、今言われていることは、なるほどだなと思って聞いております。ですから、ただ5億円ありきじゃなくて、5億円はやっぱり最低必要だということでお話し

しているわけでございまして、そここのところの御理解をちょっとしてもらいたいなと思っている部分もあります。

あと、今もっともっといういろんなシミュレーションをもってやるべきだということは、まさしくそうかなということで、今後またそういうことに携わる機会があれば、やっぱりそういうことも含めて大きく、もっと大きくですね、やっぱり議論していく必要があるんだなということは、今聞いていてつくづく思っておるところでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ぜひそういうふうにするのが当然じゃないですかね。市民の生活を預かる市役所として、水道はどこもやっていないです。今なんだかね、水売って歩いてますよね。1 缶 20 リッターだかで 1,250 円で水売りしているところありますけれども、独占企業ですよ、あんた。であれば、もっとやっぱり水というものについて市民の命をつないでいるものであるというのであれば、もうちょっと、塩竈も安いけれども、やっぱり塩竈よりちょっとは高いけれども大分よくなったなという感謝されるようなことを含めてシミュレーションを私はやるべきだというふうに思っているんです。これは私の所見にしておきたいと思います。あんたにその答弁を求めても、多分かみ合わないでしょうから。

もう一つ最後に聞きたい。この料金を設定するに当たって、今流行になっています事業仕分けはどの程度やられましたか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

事業仕分けといいますか、水道事業はアウトソーシングといいますか、そういうものに関しては私は一番進んでいて、積極的にやってきたのかなと思っているところがございます。それは水道の最盛期には 50 人ぐらい人いたわけでございますけれども、運転管理、末の松山の運転管理等々につきましても、今民間委託をしておりますし、メーター検針等々につきましても、全部前は職員がやっていたんですけれども、これもアウトソーシングして委託にしている。バルブの開閉等々についても委託しているということで、今現在 27 名でやってきてございます。

今回この事業の中では、前にもちょっとお話ししました包括的民間委託ということで、今の末の松山の運転管理をさらに 5 年間に延長しながら委託する事業ももっともっ、ちょっとふやして、それぞれの請け負った会社の創造力とか、そういうものを生かしながら今度やっていこうということで、そういうものを検討して、今回この料金の中にも入っていましたし、あしたの補正予算の中で債務負担行為を上げさせていただいているところがございます。

そういう面で、あるいは遊休土地等につきましても、これも 23 年度内には処分していくということで、この中には反映させていただいているというところがございます。

ただ、新田の今、土地のあれっというのは新田のことを言ったんですが、新田のやつは、決してすぐに民間に売買するという考え方でいるわけでございませんで、市長部局の方であそこの土地をどのように今後活用する計画があるかどうかを確認して、活用するとな

ったら一般会計の方で買っていただきたいと思うし、一般会計でも活用ないということになれば、民間に23年度までは売り払いをしたいなど。これはなぜ売り払いしなければならないかという、健全化計画の中でそういうことをやりながら、健全経営に努めていきますよということで国の方に提出していることもありまして、そういうことを一つ一つやりながら、今回、費用の方ですね、今のは、土地の方は収入ですけれども、包括委託の方は費用ということでさせていただいております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それはあなたやってるよね。事業所内でやってるよね。運営審議会でそういう議論をしていないんですか。運営審議会にはどういう活用、役割を持たせてるんですか。この事業運営審議会って大変重要なんです、これ。これは設立が54年ですよ、これ。これが第3次・第4次拡張の中で重要になるって、私の大先輩、今は亡くなりました、前も言いましたけれども、大江富一郎議員がこのままではだめだと、もっと幅広く意見を聞いて、水道事業所のあるべき姿を議論していかないと、多賀城水道は大変なことになるという発想の思いでつくったんですよ。けれども、この委員会は機能していないじゃない。私はそう見ています。少なくとも事業仕分けを、これをやるんだら事業仕分けなんか、委託していれば委託している仕事の内容のチェックとか、そういうものもこの運営協議会の委員たちにも調査していただいて、見ていただいて、私は第三者の意見を聞きながら、それが事業仕分けだと思うんです。あなたたちだけでやったんでは井の中のカワズですよ。よそから見ることによって事業仕分けというのはいろいろな問題点、課題が浮き彫りになるはずですよ。それが運営上いいか悪いかは別としても、そういう課題なり、そういうものを出していただくのが事業仕分けの私は一番重要性があると思ってるんですよ。

ですから、この運営審議会というのをもっと活用して、もっと事業所の内容をつまびらかに明らかにしてやっていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。さっきからずっと質問してきましたけれども、全部閉鎖的だ。これが設立したときの真意がどうだったのかと疑問に思う。いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

運営委員会の方には、さっきの包括委託はもちろんのこと御説明申し上げておりましたし、現地の視察もきちっとしています。今機能していないということでございますが、これはうちの方の諮問するものとか報告するものとか、それがちょっと不十分であればそういうふうになるかと思っておりますけれども、今言ったようなことも今後の運営委員会の中で、今事業仕分けというのを国でも、地方でも当然やっているわけでございますので、そういうものも含めながら、これ以上に機能していくように図っていきたいなと思ってございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

あと藤原議員にお願いしますが、私は、もう一回、もう一回私は、この時代に合った事業の運営のあり方、それからありとあらゆる法律に守られているもの、通達に守られているものをもっと明らかにしながら、料金設定にしろ運営にしろやっていくべきだというふうに思います。

今いろいろ聞いてみますと、1.8%の5億6,000万円運営資金として必要だというのがどうも基本的に脳裏にあって、そのための値上げ幅が決まったように私は感じました。まさしく私は間違っているんじゃないかと。ありとあらゆるものを考えながら、どうあるべきかという論議されていないということを質疑の中で明らかになりましたので、それだけは指摘しておきたいと思います。もし所見があれば、どうぞ。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

5億円ありきじゃないかというお話でございますけれども、水道を運営していくためには、安全で安心な水を供給していくためには、最低やっぱり必要なお金というのはあると思っています。私はそれが5億円は必要だということで、最低ここだけは確保したいという思いで話してございます。ただ、いろんな御意見は非常に参考になりました。ありがとうございました。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

最初に、この間の説明会ではちょっと時間もなくなって、聞きたいことを端的に聞いて、どういう立場で質疑するのか言う機会がなかったものですから、きょうは最初に述べておきたいと思います。

中学校の数学でベクトルという数学的な概念が出てくるんですよ。これは向きと、要するに方向と量を持っている数学上の概念なんですね。向きという点では評価しています。それは仙南・仙塩広域水道、17市町の中で二つの自治体しか下げなかったと。額はどうあれ、とにかく下げたという点です。それから、今後の設備投資で起債充当を85%に引き上げて、その資本収支での資金不足をできるだけ小さくしたいと、そういう努力もされた、見直しもされましたので、そういう点については、ベクトルの向き、方向としては評価している。ただ、量が余りにも小さくて、向きも見えないぐらい小さいんですよ、量がね。

それで、まず私、市長に、提出者の市長にお聞きしたいんですけども、今回の料金の引き下げは、県の仙南・仙塩広域水道の受水費の引き下げ以上なのか引き下げ以下なのか、どういうふうに認識されているのかということ、まず提出者の市長からお答えいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いや、もう先ほど管理者からお話しのとおり、仙南・仙塩の引き下げがあった分というふうなことで、イコールでいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

いや、でもイコールじゃないんですよ。3,087万5,000円の差があるんですよ。これ、差。差額があるんです。県の仙南・仙塩広域水道の受水費の減と今回の料金引き下げの額というのは、3,087万5,000円の差額があるんですよ。引き下げ幅が県の広域水道の受水費よりも少ないか多いか、どういうふうに認識されているのか、まず最初にお答えいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

今議員さんがおっしゃるように、うちの方の予定でいきますと、5年間で1億6,200万円ぐらいの受水費の減額ということになっておりますけれども、実際料金改定の現行料金と改定料金の差が大体1億5,400万円ぐらいの……800万円ぐらいの差が生じてございまして、これは水道料金を算定する際の（「そんなに差ある」の声あり）800万円ぐらいです。ね、ぐらいの差があるんですけれども、これは水道料金の料金を設定する際にちょっと、その誤差によって800万……誤差といいますか、設定するあれでちょっと800万円ほどの幅が出ております。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ごめんなさい、3,087万5,000円は私の間違いでした。800万円ぐらいですね。私も間違っていたけれども、市長だってそのぐらいわかっていないとだめだね。

それから、もう一つ、これも提案者の市長にお聞きしたいんですけれども、企業債の元金償還が多くなったり少なくなったりしますね。その多いときに料金が高くなっているでしょう、少ないときに料金が低くなると。私は公営企業会計の料金設定のあり方としては、そういうことを繰り返すのは正しくないんじゃないかというふうに私は理解しているんです。3条の予算でいわゆる減価償却費を計上していますからね、私はできるだけ元金償還の乱高下で料金が乱高下にならないのが公営企業会計の料金としては望ましいのではないかというふうに思っているんですけれども、提出者の市長としてはどうのお考えでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いや、藤原議員おっしゃるとおりだというふうに思います。乱高下によって余りにも上がったたり下がったりというふうなことは、公共料金としては余りふさわしいものではないだろうというふうに私は思います。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

管理者はどうですか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

一定していた方がいいのかなと思ってございます。ただ、水道料金はいろいろその時々事情にも、水の需要の問題とか、いろいろな問題を加味した上で総合的に判断する問題だとは思っています。

ただ、余りやったら市民が大変だなということは感じております。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、市長は今明確に答えられました。いわゆる元金償還の多くなったり少なくなったりすることによって料金が上がったり下がったりというのは、余り望ましくない。望ましくないというのは管理者も同じ意見だというふうに受けとめてよろしいですか。市長と同意見だというふうに受けとめてよろしいですか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

上がったたり下がったりするのはだれも好むわけではないと思って、やはり平準にと言われれば平準になっていった方が市民にとってはいいだろうと思ってございます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それを平準にするのが平準化債なのね。市長が望むとおり、管理者が望むとおり、元金償還によって上がったたり下がったりするのは望ましくない、できるならば平均にしたい。皆さんの望みをかなえてくれるのが平準化債なんですよ。

それで、結局使わないって皆さんは結論を出したわけだ。シミュレーションもしないのに、なぜ使わなくてもいいという結論になったのか私にはわからない。結局シミュレーション



はしてみなかったんでしょ。27日の説明会のときに、あるというのはまだわからなかったと、帰ったらわかったと。多分帰ったらわかったって言うから、27日時点で私はわかったと思いますよ。今、12月10日ですから、相当、日にちたっています。本当にこれを使った方がいいのかどうかということ判断するには、私はシミュレーションをつくらないと最終結論は出ないと思うんですよ。なぜつくらなかったのか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

今はつくってありますよ。それによって、つくることによって、先ほども説明で言いましたように、24年で7,320万円、この元金の償還と減価償却の差額ですね。25年では6,470万円、26年では6,990万円が、借りるとすればですね。私はさっき、これによって著しく経営に支障を来していると、そうは感じていませんよというお話はさせていただきましたけれども、これを活用すれば、県との協議はあるものの、これが認められれば、それは借りればそうなりますけれども、これ借りることによって、これについて利子ももちろんつくわけでございますし、プライマリーバランスがもう崩れちゃって未償還残高がふえてきますよと。ですから私はこれは活用しないで、今から起債は少しずつでも減らしていく方向にいきたいと。これは私の使命だと思っていましたので、起債をずっと減らしていくことはですよ。そういうことでこの平準化債は使わないでいきたいなと、こういうふうに思っていました。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

つくったんだったら、そのシミュレーションを出してください。

○議長（石橋源一）

管理課長ですか。管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

今言ったようなことをつくってございますので、提出させていただきます。

○議長（石橋源一）

それでは、暫時休憩をいたします。10分間、再開は3時です。

午後2時50分 休憩

---

午後3時00分 開議

○議長（石橋源一）

再開時間3時でございます。再開いたします。

質疑は、佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

今さまざま議論されていて、私、素朴に思ったんですけれども、市長にちょっと簡単にお尋ねいたします。

過去に下水道の平準化債を使うときに、当時の執行部は、当時の市長ですよ、何回説明してもなかなかわかっていただけなかったということがあって、しかし今、新しい市長になったときに理解していただけて、そういうことがあったんですけれども、今度の料金改定の判断をするときに、この水道の部分で平準化債が使えたらこうなるという提案があったときに、市長の政策的な判断は、この市民が暮らしがうんと大変で、生活保護受給者もうんと上がっているときにですよ、市民の暮らしをおもんぱかった政策判断があったのかなというふうに思ったんですが、どうですか。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

平準化債の話は、後でしか私聞いていないものですから、それは平準化債を一緒に入れた最終的な決定ということではないということです。ですから、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

だから、それがその平準化債を入れて、少し資金的な余裕ができればもうちょっと下げられるかなという話し合いが水道管理者との間でできたかなというふうに今思って聞いていたんですけれども、だから情報を上げていくということはどういうことか大事なことだというふうに思ったんですが、そういう判断というか、そういう気持ちはどうだったのかなというふうにお聞きしたいんですけれども。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

過程……余り、この5年間のことで今料金決定をしようということになっているんですけれども、実をいいますと、さっき仕分けということもお話出てきた、竹谷議員さんから出てきたんですけれども、この間、新田の浄水場の例の砒素が出たという土地、2,500平米ぐらいですか、あそこが全部終わったので見に行きました。そのときに一緒に機関場の方も見に行った。機関場の方も見に行って、私もあんなに詳しく見たのは初めてです。あそこは恐らくもう使わないでしょう。あれを全部壊して、同じように更地にして何かに活用するというをやった場合に、恐らく今回は約9,000万円だったかな、土の入れかえ関係で。1億かかるだろうと思ったの、もう少し、ちょっと安くできたわけなんですけれども、物すごい深いんですよ、あそこね。あるいは砒素が出るかもしれないし、全部壊そうと思ったら何億の金かかるかということをおもい今ちょっと想像してみたら、恐らくこれ自身は5年以内にはちょっと無理かと思えますけれども、その先の10年以内ぐらいには恐らくはやらないとどうしようもないような状態になってくるんじゃないかなというふうな思いをし

たんです。だから、その辺加味していくと、5年先に5億何がしというお金で、とてもじゃないけど安定した経営というのは望めなくなる可能性もあるなど。これはちょっと5年の想定外になるかもしれませんが、そんな思いもしておりました。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

先ほど私3番目の質問で、水道料金の平均改定率がマイナス1.8%になったんだけど、この水道当局は幾つかの改定率案というのを計算されたんでしょうかというふうに私質問しているはずなんですよ。していないという話だったような気がするんですけど、その答弁に間違いはないですか。

○議長（石橋源一）

管理者ですか。

○水道事業管理者（板橋正晃）

間違いはないというか、要は現状維持でいくか、値下げしたらどの辺まで値下げできるかという計算でございますので、5%値下げしたらどうなるとか、そういうシミュレーションはしていないということです。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

私はそういうことまで質問していないんですよ。こういう計算をしているのかしていないのかだけ私問うていたはずですよ。違いますか。そうしたら、こういうので計算されていたんじゃないでしょうか。そうすると質問に対する答弁が違ってきていたというふうに記憶しているんですけど、どうなんでしょう、当局のお考えは。

○議長（石橋源一）

管理課長ですか。はい。

○管理課長（小幡誠志）

ただいまの御質問は、水道料金改定の際、何パターンかつくったかということの質問だと思いますけれども、この間差し上げたものは、これは平準化債を活用した場合の償還のグラフなんですけれども、どのように、使わない場合と使った場合の元金の償還の表なんですけれども、この表のこと……、済みません。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

もう一回ね。こういうことも試算のうちにやったんだという御答弁があれば、私、また違った質問していたんですよ。わかりますか。確かにこれは平準化債云々ということだけ

ども、平準化債というのが論議されたからこうやって初めて資料が出てきたけれども、私の質問の中では、こういうことも御答弁の中に含まれてしかるべきじゃないですか。こういうので平準化債を使ったときと使わないときみたいな形のやつも考えたんだと。どうしてそういう答弁漏れされるんでしょうね。どうなんでしょう。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

大変申しわけないんですが、昌浦議員のおっしゃっていたことがちょっと私らまで理解がきちっとできていなかったことに対して、おわび申し上げたいと思います。

そういう意図がきちっとわかっていれば、あるいはもっと早くこれが出たかと思いますが、ちょっと私もそこまでの認識ができませんでした。申しわけございません。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

確かに私も今まで水道のことで質問したことないんです、はっきり言って、こういうことですね。しかしながら、かねて少しは勉強させていただいておった。今般こういう改定案が出てきたので、いわば自分で封印を解いたような格好で質問させてもらったから、あるいは言葉足らずなところはあったかもしれないけれども、当初の私の質問でこういう答えが出ていたらね、また違った議論になっていたような気がしてならないんですよ。今ここで資料が出てきたから、これから私がどう分析して、どう質問を構築するかなんていうのは、時間がないので後に譲るなりしますけれども、やはり、もしわからないなら、先ほどの竹谷議員等の質問のように、ちょっと言っている意味がわからないからもう一回言ってくれとか、そういうかみ合った議論をこれからしてほしいな。これは要望しておきます。以上です。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

このグラフ見て、私さっぱり理解できないんだけど。平準化債というのは、減価償却費を超える元金償還分を借りるんだよ。そのことによって元金返済が減って、その分のいわゆるへこんだ時期に元金償還が先送りされているわけね。何ですか、これは。何でこういうグラフになるの。

それからもう一つ、耐用年数が、償還期間が 10 年というのは何で決まったの。一般的には、とにかく元金償還がトータルでやって、元金償還がとにかくトータルでやって、そして減価償却を超える元金償還分について平準化債を発行するわけね。だから、それぞれの、これは後のためですが、5 年とか 10 年と違って一々やるんですか。違うんでしょう。だからさ、これも意図的な資料だよ、極めて。何でこれを見て問題にしたのかと。これ、資料 6 の 16 ページなんだけれども。平準化というのは、20 年、30 年、40 年の範囲で物を考えるものなんですよ、水道だってそうだったでしょう。何で返済期間 10 年なわけよ。しかも

どれが平準化で将来ふえる分だか全然わけわかんないですよ、この資料じゃ。これで何を判断したんですか、一体、このグラフで。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

まず10年というのは、水道の場合は管の耐用年数が40年なんです。それで、起債償還が30年なんです。ですからその差額の10年間ということで10年上げています。これ一筆一筆やっても、もう少しで償還が終わるものから、まだまだ20年ぐらい償還あるものから、それがいろいろあるわけですから、ここで10年という考え方を出しているわけです、その償還と耐用年数との差です、10年というのは。

それで、まず24年で7,320万円借りたとするならば、24年の元金は同じですが、25年以降ですか、25年以降は732万円ですか、ですね、10年で……。その分が元金ふえていきますよということを出しているわけです。ちょっと色ついてないからなかなかわかりづらいと思いますけれども、それで、また25年になってくると6,470万円借りたら、それにまた647万円ですか、それが上乗せなっていくんですよと、元金はどんどんふえていくんですよということです。ですから、未償還残高も借りた分はふえていきますよということはあるわけですね。この表の見方はそういう見方です。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

その元金の未償還残高がどんどんふえていくんだというのは、根本的な間違いじゃない。いいですか。平準化債は何のために発行するのかと。減価償却を超える元金を返すために発行するんですよ。どんどんふえないじゃないですか。平準化債を発行して返すんだよ、それを、減価償却を超える分を。だから何でどんどん元金償還高がふえるという解釈になるわけ。返すために借りるんだから。その分については現状維持なんですよ。何でそういう理解になるの。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

返すために借りるんですけども、要はこれを入れるか入れないかの違いは、今うちの方では3条の利益とか今までの積立金でこの山を支払っていかうという考え方でしています。これは平準化債を借りて、この山の分を支払うという考え方だと思います、平準化債というのは。ですから私は、この借りた分の山は、元金はふえていきますよということをおっしゃっているんです。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

何のためにシミュレーション出してくださいって言ったかわかりますか。それは持ち金でどんどん返したらその分減るに決まってるじゃないですか。これまでためた金をどんどんつぎ込んで返すんでしょ。そんなの減るの当たり前ですよ。ただ、それをやったら減価償却を超える元金の分までそうやって料金の利益にやっていったら、そこに当たった人たちが重い負担になるんだと、だから返すために借りてというのをやるというのが平準化債なんだよ。全然あなたね、あなたって言いたくなかったけれども、全然何か平準化債を理解していないみたいだね。元金の未償還残高が何でどんどんふえるわけ。ふえないんですよ、これは、返すために借りるんだから。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

資料5の6ページをちょっと開いていただければいいんですけども、未償還残高、私「ふえる、ふえる」って言っているのは、今、企業債、24年でいきますと、企業債が3億1,900万円となっていますけれども、これに7,320万円というのが新たにプラスになるわけです、平準化債を借りるんですから。ですからここが3億9,220万円となるわけです、7,320万円足すと。それと、その年で24年で償還するのは3億3,493万8,000円でございますので、プライマリーバランスが崩れます。ですから私はここで未償還残高もふえていきますよということを行っているわけでございます。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

このグラフも私は全然何か理解できないグラフですね。それから、未償還残高がどんどんふえるというのも基本的な間違いです。どんどんふえないんですよ、返すために借りるんだから。その部分についてですよ、減価償却を超える元金償還額について返すために借りるんだから、そこへ置きかえるだけだから、未償還残高がどんどんふえるというのは全くでたらめですよ、それは。

どうもね、私は、私が見てわけのわからない資料なんだけれども、これは市長に相談しましたか、こういうシミュレーションになりましたと。さっぱり私はわけわかんないんですけども、市長には相談したんですか、これは、提出者に。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

さっぱりわからないと言われると、私もつらいところあるんですけども、これは借換債ではないんです。借換債だったらわかりますよ、借りてきたものの分、その分さらにこっちで償還できるって言うんだったら私はわかりますよ。平準化債は違いますよね。後年度に負担が行きますから、ほかの方にも知識ある人に聞いてもらった方がいいんじゃないですか。私と藤原議員ではどうしてもここ交わらないと思いますので、はい。

市長にお話ししたかということ、市長にもこういうふうになりますよということで御説明、私の今言った方で説明していますから、藤原議員から言ったら間違っただけで覚えてしまったね

ってということになるかと思いますが、私はそう思っていますので、私でかみ合わなかったら、だれかに聞いていただければ。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

財政担当者に聞きます。いいですか、平準化債を使うと、どんどん元金未償還残高がふえていくんだという、かつての財政課長の認識は正しいかどうか。平準化債を使ってどんどん未償還残高がふえるというのは、これはあり得ない話なんですよ。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（小野史典）

こちらのグラフのシミュレーションでございますが、水道事業としての経営の観点からのシミュレーションだと私は思っております。ですので、よく意図を分析してからでないと一般会計の立場ではお答えできません。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

だからね、管理者の顔をつぶすからああいうふうに答えるんですよ。大体ね、管理者ね、庁議に参加してるでしょう、庁議に。庁議に参加してるでしょう。

そして、今多賀城市が下水道の平準化債を使っているわけだ、それは当局の総意として。そして、全会派もそれに下水道の平準化債を使うことに同意をしてやっているんですよ。あなた一人だけだ、それに異論を唱えているのは、平準化債を使うとどんどん未償還残高がふえるなんていうおかしい認識をしているのはね、管理者だけです。私が間違っているんじゃないくて、あなたが間違っているんですよ。まだ首振ってる。じゃあ、いや、はい。

それで、後で財政課長からよく話聞いてくださいよ。

それから、私、あと認識の間違いを幾つか指摘しておきます。

冒頭に管理者が、何で上水道の資本費平準化債を使わないのかというのを 3 点言ったんですね。一つは、項目の条件の②に合わないということを行いました。それから、使った場合にプライマリーバランスが崩れるんだということをおっしゃいました。それから三つ目は、交付税措置がないということを行いました。それで、下水道には交付税措置があるんだけど水道には交付税措置がないので、メリットがないような話だったんです。

それで、もう一回、私、財政担当者に伺いたいんですけども、下水道の資本費平準化債の場合ですよ、それを使うと交付税措置がふえるんですか。私の理解では、下水道の元金の償還費に対して、もともとその半分の交付税措置があると。ところが、あるときに平準化債を使うと、例えば元金償還 10 億円やっていると、ある年に 5 億円の平準化債を使ったとすると。そうすると平準化債を使わないときには 5 億円の交付税措置があるんだけど、交付税を 5 億円使った場合には 5 億円の半分の 2 億 2,500 万円しか交付税措置

がされなくて、それで減らした分は後で平準化債の元金償還をやるときに2分の1ずつ交付税措置がされると。だから平準化債を使ったって使わなくたって、市町村における交付税総額というのは全然変わらないんですよ、私の理解では。そうじゃなくて、平準化債を使うと交付税措置がふえるんですか。一たん減らされたのを再配分されるんじゃないですか、違いますか。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（小野史典）

交付税の措置額がふえるかという観点では、生ではふえませんが、基準財政需要額と収入額で両方規模が上がりますので、その点ではふえると。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

私言ったのはね、もともと下水道の元金償還には交付税措置があるんだと。ところが、平準化債を使うことによって、一たんそれが減額されるでしょう、さっき言ったように、例えばある年に元金償還が10億円だったのに5億円の平準化債を使うと、平準化債を使った分については当然交付税措置をする必要がないから、5億円の半分を交付税措置するわけですよ。平準化債を5億円置きかえたもんだから、それを後で返すときに2分の1ずつ交付税措置がされるでしょう。だからトータルとしては、平準化債を使おうと使うまいとトータルとしては交付税措置額というのは変わらないと、仕組み上。下水道の平準化債に対する交付税措置というのはそういうものでしょう、違いますか。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（小野史典）

下水道の資本費平準化債につきましては、基本的に交付税措置の計算の中で、もう基本的に資本費平準化債を発行してもしなくても自然に計算される仕組みとなっております。そういった点で、基本的に資本費平準化債の発行可能額の半分を差し引いて、後年度の負担でその50%を交付税措置するという考え方は議員おっしゃるとおりです。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

いいですか、下水道の資本費平準化債を平準化使うことによって交付税がふえるんじゃないんですよ。もともと交付税措置があって、それが再配分されるだけなんです。水道については、企業債はもともと交付税措置がないでしょう。交付税措置がないから、平準化債を使ったって交付税措置ないの当たり前なんです。だから下水道が得して水道が損しているんじゃないんですよ。仕組みがそういうふうになっているわけ。だから私は、水道には交付税措置がないからメリットがないんだって言うなら、もう仕組みのそもそものがわからない議論じゃないかと思うんですけども、私は。どうですか、今の話聞いて。



○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

借りたものに対して、元利償還に対して交付税措置があるというように私はちょっと認識していたものですから、水道にはそういうのはありませんので、メリットがないというように発言していました。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

いや、だから、自分の認識間違っていましたって思いませんか。さっきの発言はね、答弁はね、下水道と比較しての話だったんですよ。下水道には交付税措置があるけれども、水道にはない。そんなの最初からそういう仕組みになっているんであって、下水道だって平準化債使ったから交付税措置がふえるんじゃないんですよ。だから、仕組みそのものを理解していないんですよ、管理者は。違いますか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

今言ったように、地方交付税で半分に減らされて、その分が元金償還で来るから全然影響ないんだというようなお話だとするならば、そのようになろうかとは思いますが。私は、元利償還に対して交付税措置がされるというように思っていましたので、全体的に見れば影響は変わっていないんだということになれば、やっぱり私、間違っていたと思います。そういう財政当局の回答だとするならば。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

それから、さっき水道の資本費平準化債を使わない理由の最初に挙げたやつね。この通達の3の資本費平準化債の(1)の対象事業の②のところ。「企業債の元金償還金の額と減価償却費の額との差額により、経営上著しい影響が生じていること、又は生じる見込みであること」と、一応こういうふうには書いていますよ、こういうふうにはね。それで、「著しい影響は生じていないというふうに判断して使わないことにした」っておっしゃっていました。それはどなたの判断ですか。ちょっと待って。水道部だけの判断なのか、それとも県と協議した上でそういう認識に達したのか、あるいは総務省と協議の上でそういう認識に達したのかと。どういう段階での認識ですか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

私、大きいと思ったのは、この②で今おっしゃったように「減価償却費との差により、経営上著しい影響が生じている」、先ほども申し上げましたように、影響が生じているならば値下げもできないんだろというように思っていますので、経営上著しい影響はないというように判断したのは、経営を任されている私、管理者の判断でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

そうしますと、まだどことも相談していないということですね。県の地方課とも相談していないと、もちろん政府とは県を通じて協議することになっていますので、どことも相談していなくて、水道部自身の判断だということになると思います。

ところで、協議に簡易協議というのがあるのは御存じですか。地方債を発行するに当たっての、地方財政法の、一々言うの面倒くさいから、協議の条項があって、それから許可の条項があって、機能を規定しています。それから、協議についても、簡易の協議というのがあるんですよ、簡易の協議。簡易協議って何だか知っていますか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

私も財政担当して大変申しわけございませんが、ちょっと簡易協議というのは承知していません。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

財政担当の方、簡易協議とはどういう協議なのかと、地方債発行に当たっての簡易協議というのはどういうやり方なのかということをやっと解説していただきたいんですが。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（小野史典）

平成18年から起債が協議手続制度に移行しまして、その中で起債手続の円滑化とか簡素化を目的といたしまして、そういった意味で簡易協議がございます。事前協議を県と重ねて、あらかじめその同意予定額があれば、その同意予定額の範囲内であれば、本協議については速やかにその協議に対する同意を出さなくてはいけないという、そういう制度でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

水道の資本費平準化債は簡易協議の対象になっているかどうか御存じですか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

今、申しわけございませんがと言ったように、私は簡易協議というのを承知していませんでしたので、はい。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

簡易協議は、水道の資本費の平準化債も簡易協議になっているんですよ。平成21年度地方債同意等基準運用要綱というのがありまして、第1、簡易協議等手続に関する事項というのがあるって、そして、その漢数字の一の一般的事項の中にアラビア数字の5があって、公営企業の準建設改良費のうち云々かんぬんとあって、平準化債も簡易協議の中に入っているんですよ。つまりどういうことかということ、大体自治体がやりたいと言えば通るといことですよ、これは。だから、板橋管理者が勝手にこれ見て思い込んでしまっているんですよ。ああ、うちだめなんだなって思い込んでしまっているんですよ。そういうものではないんだと。

だから私、共産党の塩川鉄也っていう衆議院議員が地方自治を担当していて、私そこに問い合わせました。「それ使うか使わないかは自治体の判断ですよ」と。この簡易協議だから、あなたはここに該当しませんよなんていう話にならないんですよ。だから、あなたが言っている①も、これも残念ながら理由にはならないんだね、残念ながら。使わない理由にならないんですよ、だから。

それからもう一つね。今回値下げするから、経営に対して影響を及ぼさないのだから、平準化債を使わないことにしたんだって言うでしょう。それはね、私は水道事業の財政だけしか見ない、非常に官僚的な発想だと思うんですね。というのは、ネットで多賀城の水道料金が何個か出てくるんです。何年か前は私らは日本経済新聞社の本を見まして、23位だ、23位だと、大分紹介したんですが、ネットで調べると26位なの、高い方から。高い方から26位にいて、減価償却費を今からわあっと超える時期が来て、それで財政に大した影響ないから使わないというのは、住民を見ていないんじゃないかと私は思うんですよ。私、普通だったらね、26位という高い水準にあるものを何とか下げなきゃいけないと、これは立派な理由だと思いますね、平準化債を使う。そして、少しでも26位を50位まで下げたい、100位まで下げたいと、何でそこに目が行かないのかと。値下げするんだから使わないと。経営に影響ないと。ちょっとそれはね、住民を見ていないんじゃないですか。と私は思うんですけれども、どうですか。

○議長（石橋源一）

経営担当者。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（小野史典）

簡易協議のお話でちょっと誤解を招かないように少しつけ加えさせていただきますと、簡易協議は、何でもその起債の対象がよいわけではなくて、あらかじめ事前の協議を行って、

そこで予備的な同意をもらってこそ初めて本協議に移れるというふうなものでございますので、そういった内容でございます。

そういった意味で、事前の協議において予備的な同意があれば速やかな協議に対する同意が得られるというふうな制度でございます。

それから、交付税措置の話についても誤解を招かないようにつけ加えさせていただきますと、交付税措置が資本費平準化債にある部分については、基本的に交付税措置があるので、借りっ放しの起債ではないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

さっきの②の関係ですけれども、私は当てはまらないと思っていますけれども、ただ、県との協議が必要でありますということは申し伝えてあったと思います、説明の段階で。あと、県の協議の中で最終的に判断するのは事業体なのかなと思っていますけれども、私はこの2項で著しく、ただ、著しく経営に影響というのは、具体的に何も基準がないというのを聞いていましたので、それは県との協議が必要なのかなと思いますけれども、私はこの項目を見ていて、今回著しく影響があるならば値下げということは当然考えられないわけですので、そういうことで申し上げたことでございます。

あと、ネットで26位というんですが、これは市だけで26位という意味ですか、それとも市町村もまぜてですかね。後からネットで調べさせてもらいますけれども、宮城県全体がちょっと受水費が高かったというのもありまして、全体的に高いのかなとは思ってございます。ただ、全国で26位って言われますけれども、宮城県でいくとそんなに、真ん中とは言わないけれども、一、二番ではないんで……。その辺はどこに置かかの問題はあると思いますけれども、安いとは決して申しません。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

ネットによると、堂々宮城県で第1位なんですよ。26位。このネットが間違っていたら、後で抗議してください。多賀城が一番高く、次が角田、次が白石、20ミリ口径で20トン費用という場合なので、どこを基準にとるかということで変わってくると思いますが、後で見て、間違いがあったら、ここのサービス会社に抗議したらいいと思います。

一つだけ。繰上償還をやるときに、設備投資の方の起債充当は22年、23年まで50でやるというふうにしているので、24年度以降に85%の充当にしたというお話でしたよね。それで、その繰上償還のときの国との話し合いで、平準化債も使わないというのが条件に、その文書の中に入っているんですか、22、23については平準化債も使いませんというのが入っているのかどうかと。そういう認識がそもそもなかったからそういう文言はないんじゃないかと私は思うんですけれども。

○議長（石橋源一）

事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

健全化計画の中には平準化債とかそういうことはうたってございません。50%にして、要は今後の利子を軽減していくということで、19年から21年度の3力年で5%以上の金利を繰上償還できたと、できるということでございました。平準化債というのは、その健全化計画の中には入っていません。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

料金の算定に当たっては、地方公営企業法の第21条第2項に「公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と、こう規定されていますね。いわゆる公正妥当、原価主義、そして健全経営と、これが三つの原則となっております。

このたびは値下げ1.8%ということでございますけれども、以前説明会でも管理者が今後の水需要がどうなるかわからないと、こういうことが一つあった。あるいは工業用水も毎年4,000トン減っている。でも、この間の試算では一般の家庭ではそれほど差がないような、そういう状況に試算しておりますね。そういうことをいろいろ含めて、できれば県の受水費が3,200万円ほど下がるので、少しでもその分ぐらいは市民の皆様には少しではあるけれども水道料を値下げをしたいと、こういう思いで今回の提案になったのではないかとと思いますが、これまでの努力に対して評価をしたいと思えます。

それで、財政見通しなんですけれども、これはこれで評価をして了解としますけれども、不安なところもいっぱいございます。例えば5億6,000万円を見込んでいますね、平成26年度で。先ほど申し上げましたように、水需要の低下、工業用水などは約4,000トンぐらい毎年見込んでいます。一般家庭においては、ほとんど横ばいの状況で見えていますね。ところが政府与党では、地球温暖化対策と言って、もうエコをどんどん推進していこうと言っています。そうすると家庭で何が努力できるのかということ、こういう公共料金、電気・ガス・水道、これは節約するでしょう。恐らく今の推定は甘いと思っているほどなんです。それぐらい国は力を入れて温暖化対策を推進するのではないかと、こう思うんです。そういういろいろなことを考えると、果たして5億円が残るのかと、こういう私は不安を持っているんですけれども、その不安を解消していただけますでしょうか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

何が一番悩むかということ、どのように将来の水需要を押さえるかというのが一番のポイントだと思っています。私は平均0.5%ずつ下げていきますと言うだけけれども、本当にこれでおさまるのか、あるいはもっと0.5まで行かないで、もうことし並みに行くものか。行ってもらえば、ここに利益の差が出てきますし、さらにこれが下がっていくことによって、もっと水道料金が下がっていけば、今おっしゃるとおり5億円を切るような状況になる場合もあるかわかりません。ただ、これは見通しはだれもはかり知れないところがありますので、これが一番苦慮しているというところでございます。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

全く同感でございます。そういう一抹の不安はあるということで、決してそんなに緩やかな財政見通しでもない、実情はですね。まずそういう認識はしておかなければいけないと、このように思うんです。

それから、平準化債の件ですけれども、先ほど藤原議員の方からお話がありました。資本費平準化債を使った場合のメリット・デメリットって考えるときには、下水道だったら下水道会計で、普通の一般の市債ね、それと比較すべきだと思うんですね。だから、一般の市債と平準化債を使ったときの下水道会計においては交付税措置も含めてメリット、どういうメリットがあるんでしょうか。それともメリットはないんでしょうか。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（小野史典）

下水道事業で言う資本費平準化債の発行につきましては、制度としては、減価償却費とその年度の元利償還金とのその差額分を発行できるという点では制度上変わりはありませんが、その、先ほど申し上げましたが、元利償還金分については後年度交付税措置があるということございまして、まずその点、元利償還金分を下水道事業会計へ一般会計から繰り出すときの負担の軽減につながるということです。

それから、その年度で言えば、下水道事業会計への一般会計からの繰出金が資本費平準化債を発行することによって相当程度負担金としての縮減が図られると、そういうメリットがございます。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

例えば下水道会計で市債使いますね。その市債との関係と対比した場合、交付税措置で変化はありませんか。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（小野史典）

下水道事業債として、いわゆる建設事業に対しての事業債を発行した場合につきましては、やはり減価償却期間とその償還金額が違うものですから、減価償却期間までに行かない間のその元利償還金が償還期限内でふえていくというふうなパターンです。資本費平準化債は、それをならして後年度に持っていくということで、一般の市債と資本費平準化債では、その年度の負担の違いがなるというふうなことでございます。年度の違いがなるというか、済みません、負担が軽減されるということです。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

交付税措置ではそれは変わらないということですね、措置という考え方ではね。先ほど平準化債のいろいろお話がございました。先ほど、この資料の中で指摘がございましたけれども、企業長にあてた資本費平準化債についての「②企業債の元金償還金の額と減価償却費の差異により、経営上著しい……」という文言があります。これは市でつくったやつではないですね、向こうから来た書類ですね。これは市でそういう判断をするかどうかということが基本になると思うんですけども、例えば今回値下げですよ。先ほどもお話がございました。平準化債を活用してもう少し下げたらいいんじゃないかという、そういう議論にもその前になったりして、非常に不思議に感じるところもあるんですけども、実際問題、借りられなきゃ議論してもしようがない話なので、これは本当に借りられる可能性があるのかどうかということなんですよね。そういう点ではいかがでしょうか。現時点でわからないですか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

平準化債に関しては、ちょっと県の方とも、確認というか……はしました。簡易協議とかそういう正式なものではなくて、担当者に確認した段階ではここに書いているとおりなんですけれども、ただ、その著しい、さっきも申しましたけれども、著しく経営に影響というものの基準が、これくらいだったらこうだとかっていうのはないということなものですから、最終的には、あとは事業体の判断が優先するのかなとも思いますけれども、ただ、何回も言うように私は、プライマリーバランスが崩れていきますので、これ以上負担していくということはいいとは思ってございませんので、活用すべきではないと思っていることを先ほどから言っているものでございます。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

企業の経営という点でね、やはり管理者として責任持って、管理者としてそういう考え方のもとに平準化債を発行しないで、そして後年度に負担を残さないと、こういう考え方、これは基本的にやっぱり健全経営を考えたときには私は妥当だろうと、このように思います。

先ほども申し上げましたけれども、平準化債を使って料金をもう少し下げるという考え方は、結果的には借金をして水道料をもっと下げるというのは、市民がまず理解できるかどうかと。私は借金してまで水道料を下げるというようなことはしなくていいですよと、むしろ、この表からいくと、30 年度以降、このまま推移して、このまま推移しても大変私は水需要があるから厳しいと思います。それを踏まえて経営努力で頑張っていただいて、30 年度以降、減価償却が上になりますね、ぐっと下がりますね。そうすると余剰金も当然出てくるわけで、私は30 年度以降にやはり計画的に、県がどうなるかわかりませんが、第二の値下げの段階が私はこの時期に来るだろうと。それまでに私は健全経営をしっかりと貫いた方がいいんじゃないかと、こう思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

私も全く同感で、今までそういうつもりでお話ししてきたつもりでございました。やっぱり健全経営していくためには、借りられるから借りるじゃなくて、やっぱり借りるものでも極力抑えながらも後年度負担は極力少なくしていくというのが私は大事な考えじゃないかなと思って、私に任せられている以上はそれは貫いていきたいなという思いでおります。

○議長（石橋源一）

13 番吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

まず最初に確認しておきますが、宮城県の仙南・仙塩広域水道からの受水に対する 17 団体の供給の現況にあるわけですが、今回の料金改定に伴う、県の料金改定に伴う各団体、自治体の中において、17 団体のうち値下げを現時点で考えている団体、自治体は松島と角田というふうに承知してよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

そうですね、最近資金ベースと損益ベースで料金算定しているのはどこかという調査をさせてもらったとき、そういうお話もいろいろ聞いたところでは、今お話ありました松島町で今回値下げすると。あと、角田市は22年度から改定予定で今検討しているということで、これも可能性あるのかなと。逆に、いや、どうしても今赤字なもんだから、値下げされても、何か値上げも考えているという市町村もあるようにも聞いてございました。

○議長（石橋源一）

13 番吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

わかりました。

次に、本市の水道事業の起債の残高に関して、市民 1 人当たりの金額に直すと幾らになるでしょうか。また、それらの金額が県内的に見てどのような段階に位置するのかについて、一言コメントいただければと思います。伺います。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

20 年度決算からちょっと算出させていただきました。起債残高を給水人口で割り返した 1 人当たりでございますけれども、多賀城市は 8 万 4,500 円、500 円以下は切り捨てして 500 円でございます。大体 8 万 4,000 円というのは仙台市が 8 万 4,000 円台でございます。高いところで、余り具体的に自治体の名前言ってだめですかね。高いところでは、1 人



当たり 14 万円というところがありますし、その次は 10 万 2,000 円、その次が多賀城の 8 万 4,500 円というようになっています。

ただ、気仙沼と利府の方から決算書がちょっと私調べたとき届いていなかったものですから、この 2 市は入っていませんけれども、この調べた範囲では多賀城は上から今言った 3 番目に、1 人当たりの起債があるということでございます。

○議長（石橋源一）

13 番吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

最後に伺います。管理者の方から冒頭提案される際に、総括原価の話がされました。質疑の中でもありましたけれども、料金対象原価の算定に関することでもありますけれども、現行は、いわゆる資金ベース、資金収支方式でされている現状にあります。議論の中にも、また当局の考えの披瀝にもありましたけれども、いわゆる損益ベースでやるのが原則であるという管理者からの冒頭の話もありました。それに関することではありますが、御案内のとおり損益ベースの場合には、損益収支方式でされるわけですが、その場合の料金の安い・高いの説明もありました。ちなみに、今次の改定については平成 27 年 3 月までの 5 年間であるわけですが、その後のいわゆる総括原価算定に対する考え方としては、いわゆる損益ベースの方式を検討していくというふうに冒頭の提案の内容について伺ってよろしいかどうか、その辺の思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

料金算定には二通りがありますというお話をさせていただきました。一つは、資金ベースで、今多賀城市がやっている方法です。もう一つは損益ベースでやっている方法でございます。今、調査しますと、15 自治体、12 都市と、あと近隣の 3 町で見ますと、損益ベースが 6 自治体ですかね、大崎がちょっとはつきりしなかったようですが、あとは資金ベースが 8 自治体ですかね、そういう今状況になってございますけれども、原則は、先ほども言いましたように、損益ベースだと思っております。ただ、先ほど冒頭お話ししましたように、損益ベースになるとどうしても料金は高くなる傾向がございますので、5 年後と今言われましたけれども、5 年後の状況がどのようになっているか、先ほども仙南・仙塩広域水道の受水費が下がるのか上がるのか、今の減価償却とか見ると何か下がるようにも見えますけれども、これは断言できませんので、そういうものなのか、あと、今の元金償還が少し下がってくる時期に入りますので、その辺を見通した上でその 5 年後になるか 6 年後になるかちょっとわかりませんが、次の料金改定のときは、それも視野に入れながら総合的に判断していくべきだなと、今は思っているところでございます。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。（「動議」の声あり）藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

動議、修正案を提出いたします。

○議長（石橋源一）

申し上げます。本案については、ただいま藤原議員から修正動議を提出する旨、発言がありました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 54 分 休憩

---

午後 4 時 25 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。

本案に対しては、藤原益栄議員及び佐藤恵子議員から修正の動議が提出されました。

この際、提出者の説明を藤原議員から求めたいと思っております。藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

先ほど文書にて議長に対しまして、議案第 87 号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例案への修正案を提出いたしましたので、その趣旨説明をさせていただきます。

私どもが提案しました修正案は、当局案の引き下げ幅をそれぞれ 3.3 倍にし、10 立方メートルまでの従量料金を「100 円」から「67 円」に、10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの従量料金を「215 円」から「198 円」にしようとするものであります。

具体的に幾ら下がるかといいますと、13 ミリ口径で 10 立方メートル仕様の場合には 1,590 円となりまして、従来料金と比較をし 330 円の軽減、20 ミリ口径・20 立方メートル仕様の場合には 4,490 円となりまして、従来料金と比較しますと、ちょうど 500 円の減、年間 6,000 円の軽減ということになります。

当局提示の数字を前提とした場合、これによる 5 年間の引き下げ額は当局案の 1 億 5,437 万 4,000 円の 3.3 倍、5 億 943 万 4,000 円となりまして、年平均の引き下げ幅は 1 億 188 万 8,000 円となる見込みであります。結果、5 年間の累積黒字額は、当局提案の 5 億 3,203 万 8,000 円から 1 億 7,697 万 8,000 円となりますが、資本費平準化債を活用した場合、3 億 5,184 万 6,000 円の資金調達ができますので、平成 26 年度末の累積資金は 5 億 6,554 万 9,000 円となりまして、当局提案からわずか 321 万 4,000 円の減にしかありません。

このように本修正案は当局案の 3.3 倍の引き下げを行ってなお、資金は当局が保持したいという金額をほぼ保持するという極めて控え目な内容でありまして、御賛同いただきますように、まず最初によりしくお願いしたいと思います。

次に、本修正案の提案理由であります。

まず、当局が仙南・仙塩広域水道を構成する 17 市町村の中、引き下げをする 2 自治体に入っていること、また、24 年度以降の配水管整備事業で起債充当率を 85%に引き上げ、資金不足額を抑えようとしたこと等については評価をいたします。ベクトルとは方向と量を持った数学的概念であります。方向については歓迎したいと思います。

しかしながら、その量、水道料金の下げ幅については、全く微々たる金額でありまして、到底市民の理解を得るところではありません。

まず第 1 に、今回の当局引き下げ総額は 1 億 5,437 万 4,000 円で、仙南・仙塩広域水道の受水費引き下げ額 1 億 6,184 万円にすら及ばないものであります。また、本市はこれまで、前回料金改定以降、年平均 2 億円の利益を上げてまいりましたが、その金はどこへ行ったのかと市民の方々が疑問を持つのは当然であります。

第 2 に、その結果として、下げ幅で 1.8%、年平均で 3,000 万円強、20 ミリ口径・20 立方メートル仕様でわずか月 150 円の減という全く微々たる金額にとどまりました。結果、本市の水道料金は、高い方から全国 26 位のようにありますが、それが 39 位に下がるにとどまる予想であります。

第 3 に、なぜこうした改定案になってしまったのかという問題ですが、それは質疑の中でも十分明らかになったと思いますが、水道事業でも資本費平準化債が使えるにもかかわらず、それを使うことは全くと言ってよいほど検討せず、資本収支の資金不足を拡大させ、それを利益で補てんするという対応をしたからであります。資本費平準化債というのは、言うまでもなく耐用年数と起債償還期間のギャップから生ずる減価償却費を超える元金償還分を借りかえ、耐用年数の間公平に負担をしようというものでありまして、極めて合理的なものであります。

市当局は当初、水道に平準化債はないというようなことを言っておりましたが、あることがわかるとさまざま言いわけを始めております。とりわけ驚いたのは、いまだに平準化債を使えば未償還残高がどんどんふえるという間違っただ認識のもとに判断を下したことであります。これは全く間違っただ認識でありまして、全議員が賛同して使っている下水道資本費平準化債の活用自身も否定してしまうことになると思います。「下水道と水道の平準化債は違う。下水道には交付税措置があるが、水道にはないのでメリットがない」、こういう答弁もありましたが、質疑の中で破綻をしたというふうに思います。下水道資本費平準化債の交付税措置というものは、もともとある下水道元金償還額に対する交付税措置が平準化債を活用する際に一たん減らされ、それが後で配分されるというものでありまして、下水道資本費平準化債を使ったから交付税措置がふえるというものではありません。水道の企業債にはもともと交付税措置がないわけですから、平準化債にも交付税措置がなく当然であります。要は減価償却額を超える元金償還額に平準化債を活用し、元金償還額をできるだけ減価償却額に接近させるという措置が合理的か否かという点にあります。もしこれを否定するなら、元金償還額が大きいときには高い料金を設定し、低くなったら安く設定する、公営企業の料金が元金償還額に合わせて乱高下してもよいということになってしまいます。市長、管理者ともにさすがにこれが望ましいとは言いませんでしたし、それを防ぐために政府も水道の資本費平準化債というメニューを用意しているわけであり

ます。

水道事業の資本費平準化債ができたのは平成 18 年ごろだそうではありますが、なぜそれまでなかったのか。日本共産党の塩川鉄也事務所に調べていただいたところ、総務省自治行政局公営企業経営企画室は、詳しいことはわからないが、全国的な統計で言うと、減価償却額が安定的に企業債元金償還額を上回っていたからではないかと話していたそうあります。つまり一般的には水道事業で資本費平準化債を使う条件は余りないわけあります。

しかし本市の場合、第 3 次拡張事業で七北田川周辺に 6 本の井戸を掘り、新田で浄水をして、日量 1 万 2,000 立方メートルの水を市民に提供しようとしたしました。ところが、地盤沈下でくみ上げ制限がかかり、新たな水源を求めざるを得なくなると、こうして本市の水源の大半を仙南・仙塩広域水道に頼らざるを得なくなり、やむを得ず第 4 次拡張事業で

大規模な設備投資をせざるを得なくなったわけであり、本市は、その償還の最後の時期を迎えて、元金償還額がピークに達しているわけであり、

つまりこのメニューは、多賀城のために用意されたと言っても過言ではないメニューであります。このやむを得ない設備投資によってやむを得ず元金償還額がピークに達している。これをやむを得ないと言って、たまたま現在住んでいる市民に負担をさせるのが公営企業会計として適切な処理なのか、当局には市民に対する思いやりと知恵、工夫の発揮が問われていると思います。

さらにつけ加えますと、元金償還額がピーク時にある期間をしのぐことは、今後さらに県の受水費が下がるであろうことからしても重要であります。当局から今後の仙南・仙塩広域水道の収支見通しの資料も提供されました。平成 22 年度からの約 10 億円に引き続き、まだ確定数字ではありませんが、27 年度からはさらに 18 億円を引き下げる、そういう計画になってございます。恐らく多賀城の受水費は、年間 6,000 万円ほど下がる見込みであります。その意味からしましても、今の時期、平準化債で料金をできるだけ抑えることの重要性を指摘をしたいと思います。

私どもが提案しました修正案は、市民に対する思いやり、知恵と工夫を發揮し、使える資金は使って、できるだけ料金を引き下げようというものであります。

なお、本修正案は極めて控え目なものであります。といいますのは、資本費平準化債を活用するならば、10 立方メートルまでの従量料金を 100 円から 60 円に、10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの従量料金を 215 円から 195 円にすることも可能であります。その場合は、平成 26 年度末の資金残高は 4 億 5,748 万 6,000 円となります。したがって、市当局提案の 4 倍の引き下げも可能ではありますが、引き下げに慎重な同僚議員も少なくないことから、賛同を得るべく、市当局が残したいと考えている資金額はほぼ堅持をする、その範囲内での控え目な修正案といたしました。

ぜひ御賛同賜りますようお願いを申し上げます、私からの修正案提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

以上で提出者の説明を終わります。

ただいまの提案者説明に対する質疑に入ります。16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

ただいま提案の理由を説明いただきました。

平準化債を活用しない場合、1 億 2,700 万円が残るということですね。平準化債を活用した場合は 5 億、市と同じぐらいの資金が残ると、こういうまず理解でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

提出者。

○10 番（藤原益栄議員）

平準化債を活用した場合しか想定していませんでしたので、平準化債を活用した場合には、市の引き下げ額の 3.3 倍を引き下げてなお、市当局が残したいと言っている、ほぼ同額の 5 億 6,554 万 9,000 円を残せる見込みだということであり、

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

そうすると、この平準化債を活用して水道料金を値下げするというに通ずるんですけども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

提出者、藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

平準化債を使って料金引き下げをするということに違和感がある方もいらっしゃるようですが、そもそも多賀城市の水道料金は非常に高いんです。全国 26 位なんです。それで、当局提案で下げたとしても 39 位なんです。ここの状況からいかにして脱出するのかということは、やはり私も議会も当局も真剣に考えるべきであろうということが一つあります。

それから、もう 1 点は、私は平準化債を使って料金を下げるのは全然おかしくないと思っていますのは、冒頭に市長と管理者にお聞きしました。元金償還額がふえたり減ったりするのにつれて、たまたまその時期に当たったところが多い負担をして、そうでないときは低い負担をすると、こういうのは望ましくないんじゃないかと、どう思いますかということについて、市長も「そう思う」と答えました。それから管理者も「そう思う」と答えました。ところが、そういうふうに答えておきながら、政府がわざわざ多賀城のような水道事業所のために用意してくれたメニューを使わないというのは、これはちょっと私は考えられないんですね。ですから、市長・管理者の答弁からしても、私は平準化債を使って資金不足を圧縮して、その分料金を引き下げるというのは全くおかしくない、多賀城市の水道料金の高さからいって全くおかしくないというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

本会議に修正案として提案する限りは、この平準化債を活用しての値下げであると、ただいま説明ありました。そうすると、公営企業経営企画室長から来た書類によりまして、「経営上著しい影響が生じている、又は生じる見込みであること」というふうになっていますね。多賀城はどちらかという今まで資金も 10 億円ぐらいあって、そして平成 22 年度には 8 億円になると、値下げをすると 26 年度には 5 億円に減ると、こういうかつかつの経営ではないんですけども、今まではある程度安定な経営をしてきたと、だから今回少しでも値下げをしたいと。ただ、値下げをするのにも水需要がどうなるかわからないと、こういうことがあって、大変な検討をした上での私は値下げだろうと、こう思います。このようにまだはっきりしていない、多賀城市がかつかつの経営をして、値下げじゃなくて、ぜひともこれを平準化債を活用しなければ財政的に非常に厳しいと、こういう財政状況の水道事業ならば理解できますけれども、はっきり来るか来ないかわからない、こういう現段階において修正案と題していかがなものかと。後ほど協議を出して協議をしてこなかったということになると、どうなるのかという不安があるんですけども、確定要素があった上での提案が望ましいのではないかと、こう思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（石橋源一）

提出者、藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

その面では私は当局の対応のまずさが一つあったと思いますよ。大体ね、説明会のときに「平準化債というのがあろう」と私聞きました。「わかりません。あるかどうかわからないので、調べてみます」というふうに言いました。その日に調べて、あったら、すぐ私に「ありました」とか何とか言うのが筋だと思うんですよ。私らも必死に探したんです、水道事業で資本費平準化債が使えるかどうか必死に探しました。

一つは、日本共産党の国会議員団のさっき言った塩川鉄也事務所の秘書に電話をしてやって、総務省に直接調べていただきました。それから県にも行って調べまして、県が「うちらは使ったことがないのでわからない」と言うので、政府刊行物センターに寄って、8日の話ですけれども、そこで地方債の手引を見つけてですよ、さっきの文書を見つけたんです。それで私が水道事業所の方に電話をしてやったら、「ありました」ということで、そこで初めてあったということと言ったんですよ。それで、シミュレーションをやったのかってほかの議員が聞いたら、それはありませんみたいなことを言っていて、別な議員が聞くと、つくってたりするわけね。私はそういう点ではまず、この13日間の十分な準備できる時間があってもかかわらず、まともな平準化債の対応をしなかったという、まず私は当局自身の姿勢に反省を求めたいというふうに思います。

それから、大丈夫なのかということなんですが、先ほども申しましたように、ことしの地方債のどういう基準の……基準がこの地方債の手引の中に載ってまして、簡易協議の中に、先ほど財政担当の小野補佐からも説明ありましたけれども、簡易協議の中に入っているんです。だから、うちの塩川事務所の秘書が総務省に問い合わせた中身でも「それはあくまでも自治体の判断です」ということであって、大体出せば認められると、そういうたぐいのものだというふうに考えておりますので、自信を持ってこれを提案いたしました。

私は、当局がいまだに協議もやっていないというのは、協議すれば認められると言われるからしていないんじゃないかなって、ちょっと勘ぐっているんですけども、私は自信を持っています。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

提案者は自信を持っているというお話でございました。もちろん起債には総務大臣あるいは知事の許可が必要で、（「協議」の声あり）最終的には許可ですよ。まず、いずれにしても値下げをする、もっと値下げをしたくて平準化債を活用して値下げをします、どうぞよろしく願いますというのは、通るかどうかわかりませんが一抹の不安がある。そういう不安があります。

そこで、先ほど市長もちょっとお話ししましたが、新田浄水場のあそこをもし解体するならば、恐らく2億円以上かかるでしょう。今でも費用はかかっているんですね、管理者ね。あそこの費用はかかっていますね。もう二度と使わないという施設に対して、いつまでも費用をかけてそのままにしておく方がいいのかどうかという大きな課題に今直面していると思うんです。だから、ここ5年間にはできないと言いますが、恐らく5年までかからなくともあそこはむだに費用を使っているということがありますから、早急に検討して、解体をして、まず将来のどう活用するかを含めて更地にしなければいけない。そうすると2億円以上かかると、こういう資金が必要だと、こうありますね。先ほど質疑

中でも 31 年以降は資金が余るようになる。これは藤原議員もよく御存じですね。そうすると藤原議員の論調から言って、市民の皆さんのためになるということを実際に本当に考えた場合には、今、健全経営をしっかりとやって、そういう解体とかやるべきことをやって、32 年以降にしっかりと値下げに取り組むべきだと、こういうふうに主張されるのが筋ではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（石橋源一）

提出者、藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

結局ね、どこで意見が分かれているかといいますと、私は、市長と管理者が減価償却費を超える元金の多寡、多い・少ないによって料金が上がったり下がったりするのは望ましいことではないということを目頭に言いましたね。私は結局そういう立場なんです。それはもう下水道の平準化債についてはみんな使っているわけね。だから何で下水道の方は平準化債を使って、水道の平準化債は使ってだめだという結論に達するのか、私はそれがよくわからないんです。

それから、私どもがやっぱり重視するのは、全国 26 位というこの高い水道料金を何とかしたい。それを抑えるということだって私は平準化債を使う立派な理由だと思いますよ。大体協議しないからそのことも明らかになっていないんだけど、私はそれは簡易協議の対象なので、その場合でも私は立派に平準化債を使う理由になるというふうに思っています。

それから、あそこを解体するのに 2 億円かかるが、その金をどうするんだという話でしたけれども、金にならないものはとりあえず先延ばししてもいいというのが一つあります。それからもう一つは、この地方債の手引の中に、その使わなくなった施設を壊すときに使ってもいい起債もあるよというのがあるんですよ。実は柳原議員が前に質問して、管理者が、いや起債もあるんだという話をして、えっ、壊すのに起債使っているのかなと、資産形成のために起債は使うんじゃないのかなって思ったときもありましたが、やっぱり資金繰りの関係で、そういうのに起債を使うというのも認められていますので、根本議員が水道事業所の経営について心配されるのはわかりますけれども、私どもの提案の中身というのは、3.3 倍下げても 5 億 4,000 万円の資金は水道の皆さんのところに置くという趣旨ですから、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

これより討論に入りたいと思います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。森議員。

○7 番（森 長一郎議員）

議案第 87 号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対しまして、この原案に対して賛成の討論をさせていただきます。

思い返せば、昨年暮れの定例会で「水道料金について」というふうなことで一般質問をさせていただきました。その中で実際、記事中、昨年12月9日の河北新報がもとでございました。「供給単価の高さ全国有数、水道水卸値下げで攻防」というふうな内容で、これに関しましては、今年度の第4回定例会でも質問させていただきました。

これは県の受水料金の改定について並行して行ってきたものであります。要は仕入れをいかにして下げただけかというふうなこと、これが9月の県会の定例会で決議されたわけでありまして、それを受けて、最終的に管理者の方、市当局が検討をしていただいたというふうなことを考えております。

これに関しましては、まず、仙南・仙塩広域のこの地域の水道水の仕入れでございますが、最終的にその理由というのが、まずは償還のピークが2010年度であると。これらの費用について、利率の低いものへ借りかえて支払利息を少なくする政府の政策、公的資金保証金免除繰上償還が認められたというようなことが原因でありました。ということで、やっとそれにこたえたというふうなことでございます。先ほど提案者からも、県では資本費平準化債は使っていないというふうなことでございまして、それに対応したと。これが大きな要因で、それを受けて一般質問の中で確認したわけでございます。

何が大きな問題であるかというふうなことで管理者は、まず一つ、独立採算の企業であるというふうなこと、それから安心して安全な水の供給をする。ただし、「一番問題点は」と、先ほど質問者からもございましたけれども、有収水量の減であると。要は不安定な見通しであります。その不安定な見通しに対して、どのような財政対策をとっていくかということが非常に大切なことでもあります。

今回値下げということで、非常に微妙なところではありますが、このような回答をいただきまして、ぜひ市民の声にこたえていただきたいというふうな答えが今回の提案であります。約3,000万円の影響をスライドさせて引いていただいたと、下げてくださいというふうな原案でございまして、非常にありがたいなと。これもただ単に当局だけが決定したわけではございませんで、水道事業運営審議会、この中での答申を受けたというふうなことでもございました。やはり安定経営でございまして、まず、負担の軽減を、財政負担の軽減をしていくというふうなことが大事であります。ただし、そのただ単に財政負担の軽減だけではなくて、安定経営が非常に大事であります。今、先ほども質問者からもございました、まず不確定な要素、いわゆる高料金対策補助金の問題も含めて、多分協議の内容でかわってくるかと思っております。いわゆる振り出しに戻っての協議かなというふうに思っております。その中でいかに答えが出てくるか、その中で修正案のようなことで了承したのでは、これは後々問題が出てくるのではないかなというふうに思っております。

というふうな内容でございまして、まず最終的に、今回私からすれば、このような形で答えていただいた、先ほどの修正案の提案者から言われるベクトルの方向性、それに加味して内容の裏づけがはっきりしているというふうなことでございまして、私はこの提案に賛成の意思を示すものでございます。

議員皆様方の御賛同を心よりお願い申し上げます、賛成の討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。ありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）



○議長（石橋源一）

なしですね。はい。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。原案に賛成の討論を許します。15番松村議員。

○15番（松村敬子議員）

原案に賛成するものであります。

今回出されました修正案なんですが、水道料金引き下げ改正に当たり、修正動議は平準化債を活用して引き下げ幅の増加を求めています。わかりやすく言えば、平準化債を活用して借金をして、もう少し水道料を下げしてほしいとのことですが、今、国民・市民の中には急速に進む少子高齢化社会の中、国においては国債、地方においては地方債が年々増加していることに後世に膨大な借金を残すことに大きな不安と疑問を持っております。よって、社会環境はますます厳しくなることが予想されることから、後世に借金してまで値下げすることに対して到底市民の理解は得られないと考えますことから、原案に賛成することにいたします。以上です。

○議長（石橋源一）

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。1番柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

修正案に対する賛成討論を行います。

原案では、仙南・仙塩広域水道の受水費の値下げ1億6,184万円にも及ばない1億5,437万円の引き下げであり、現在の市民生活の大変な実態を考えるならば、この1.8%の引き下げでは全く不十分であり、市民の理解は到底得られないものと考えます。

当局の説明では、企業債償還金が減価償却費を上回ることを理由の一つに挙げております。しかし、修正案の提案者の説明にありましたように、平準化債を活用した場合、当局提案の3.3倍の引き下げが可能であり、なおかつ当局提案と余り変わらない資金を確保できることが明らかとなりました。

市民は、料金引き下げに大きな期待を抱き、07年には4,137筆の料金値下げの署名を市長にも届けております。県の受水費の引き下げにも届かない、このような改定案では、市民は到底納得できるものではございません。修正案のように大きな引き下げとなれば、市民生活の改善に大きく寄与し、地元の景気回復にも大いに役立つものと思われま

以上の理由から、修正案に賛成の討論といたします。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

修正案に対する賛成討論をさせていただきたいと思っております。

きょう議場において、私の答弁とかほかの議員からの質疑への答弁を拝聴しておると、どうも今回の改定案よりも修正案にくみすべきと私は判断せざるを得ないという結論に達しました。

その中で、水道事業運営委員会の委員に対して資本費平準化債に関して資料提供をしなかったということは、これはやはり一大汚点ではなかったのかと私自身判断するところでございます。

先ほど修正案の提案理由を聞いておりますと、起債を有効に活用して、市民と言ってもいいでしょうけれども、水道の需要者の負担力に考慮し、なおかつ当局案にも配慮した修正案に賛意をあらわして、私の賛成討論といたします。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は簡単に申し上げたいと思います。

修正案に賛成の討論をさせていただきたいと思います。

今回の改定は、1.8%を引き下げ、約5億6,800万円の運用資金を前提にしてこの改正案が作成されたのではないかというふうに私は思います。

なぜならば、資本費平準化債の問題について、多賀城市水道事業運営委員会に全然資料としても提案せずに、その答申を受けたからという一方的な説明ではないかというふうに思います。それから、資本費平準化債を使用した場合に、後世に借金を多くふやすんだという認識ではない、現状の起債を償還して、それを先延ばししてならしていく方法をとろうとしているわけであります。そういう問題について全然議論もしないで、一方的に今水道事業所の方々が考えているものを運営委員会にお話をして、それが答申だというふうに私は理解せざるを得ません。

そういう意味におきましては、平準化債の有効活用、多賀城市の水道事業のあり方、起債の使い方、そしてこれからの水需要等々、幅広い意味での資料を水道事業運営協議会に提出をしながら、この種改正の答申を求めるべきであったと私は思います。

そういう意味におきまして、今回の改正案の条例提案については、それらの事務的手続が不備であるということ指摘せざるを得ません。そして、修正案で提案いたしましたこの内容を尊重すれば、少なくとも市当局が求めている運営資金程度は確保した中で市民の水道料金が約3.3倍近く引き下げることができるということは、市民生活に大いに寄与するものと私は思い、特に県とも協議をしないで、平準化債について県とも協議しないで、質疑の中にありましたが、これは確実ですかという質問もありましたけれども、そういうところについて私は大いに不備があったということを重ねて申し上げながら、修正案に賛成するものであります。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決に入ります。

まず、本案に対する藤原益栄議員、佐藤恵子議員から提出されました修正案について、挙手により採決をいたしたいと思います。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長(石橋源一)

挙手少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、挙手により採決いたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(石橋源一)

挙手多数であります。

よって、議案第 87 号は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第 9 議案第 88 号 指定管理者の指定について

○議長(石橋源一)

日程第 9 議案第 88 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 88 号 指定管理者の指定についてであります。これは、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間において、多賀城市シルバーワークプラザの管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(石橋源一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(内海啓二)

議案第 88 号につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

議案関係資料 2 の 17 ページをごらんいただきたいと存じます。

シルバーワークプラザの指定管理者として予定しております社団法人多賀城市シルバー人材センターの所在、設立年月日等の概要をまずそのページに整理させていただきました。

御承知のとおり、シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律により位置づけられた法人でございます。原則として市町村の区域に 1 個に限るとされております。

本市のシルバー人材センターは、仙台市、塩竈市に次いで県内 3 番目のセンターとして、そこに記載のとおり、昭和 59 年 3 月 31 日に設立され、活動を開始しまして 25 年が経過しております。

役員の構成につきましては、追加でお配りさせていただきました名簿のとおり、理事 10 名、監事 2 名の 12 名で、理事の中から理事長、常務理事をそれぞれ 1 名を互選しております。

シルバーの会員数につきましては、平成 16 年の 510 人をピークに毎年若干ずつ減少する傾向が見られ、シルバーが受注する仕事の件数及びその受託金額についても同様に減少する傾向にあります。

次に、18 ページをごらん願います。

ここでは、候補者選定に至る経過を時系列で整理をさせていただいております。

8 月に市内部の意思決定手続を経まして、まず第 3 回市議会定例会におきまして、シルバーワークプラザを公の施設とする条例の改正案を提案しまして、議決をいただきました。

さきの定例会におきましても、ワークプラザの管理運営につきましては、指定管理者制度によるものと説明をさせていただいておりましたが、10 月に入りまして、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条ただし書きの規定によりまして、公募によらず、あらかじめ候補者を特定する選定手続を行う旨の要綱を定めまして、作業を進めてまいりました。

指定手続等に関する条例では、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があるときは公募によらなくてもよい旨の規定を設けておりますが、シルバーワークプラザにつきましては、さきの定例会においても触れましたが、施設の設置目的を「高齢者の多大にわたる経験と知恵を生かし、その希望と能力に応じた作業と社会活動を行う場所を提供することにより、心身の健康と生きがいの増進を図る」ということにしているものでございまして、本市が長年にわたり支援を続けてまいりましたシルバー人材センターの存在意義、事業の背景等と合致しておりまして、さらにこうした特殊な使命を有する法人は存在せず、指定手続等条例施行規則第 2 条に公募によらないことができる理由として掲げております、専門的又は高度な技術を有する法人、地域の人材活用、雇用の創出と地域との連携が相当程度期待できること、このいずれにも合致するものと認められたため、社団法人多賀城市シルバー人材センターを候補対象者としたものでございます。

以上のような経過によりまして、社団法人多賀城市シルバー人材センターに対し、要綱に基づく申請書の提出を求め、この提出を受けて、同月 30 日に候補者選定委員会を開催したところでございます。

委員の構成は、追加資料の委員名簿に記載してございましたとおり、市内部からは私、保健福祉部長と市民経済部長、外部からは老人福祉施設利用者代表、老人クラブ連合会会長、婦人会連合会会長を委員に委嘱させていただきました。

委員会では、事務局である介護福祉課から各委員に対して指定管理者制度に関する説明、施設の概要等を説明した後、候補者であるシルバー人材センター職員からあらかじめ提出されていた事業計画等の資料に基づき、直接説明を受けた後、各委員からの質疑応答を経て、最終的に各委員に、資料の19ページにお示ししました審査項目ごとに5段階で評価をしていただきました。集計しました結果が資料にお示ししたとおりの内容でございます。

各委員の評点の平均は100点満点中79点となり、委員全員から指定管理者としての業務遂行が可能との判断をいただいたところでございます。

以上が選定に至る経過と審査結果の概要でございます。

資料1の19ページの方をごらんいただきたいと思います。

先ほど市長の方から提案理由にもございましたように、3の指定期間についてでございますが、来年の4月1日から3カ年、平成25年3月31日までを指定の期間といたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ちょっとお聞きしたいんですが、資料の2の18ページで、シルバーワークプラザの指定管理者候補者の選定の経緯が記載されておりますが、行政経営会議で指定管理者、シルバー人材センターを加えるということを決定的に決めておいて、その流れの中で来たのにもかかわらず、10月30日、あえてシルバーワークプラザ指定管理者候補者選定委員会を開催しなければいけなかったのか。少なくとも既に決定をされているものでありますから、このような会議を開かなくても選定できるような状況にあったのではないかと思うのですけれども、その辺はどういう経過でこうなっているのでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほど冒頭の説明の際にも触れさせていただきましたけれども、条例規則の制定手続の中にそのような手続が示されてございますので、選定委員会を経て、最終的に御提案を申し上げたということでございます。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

条例がそうなっているとすれば、今後検討してもらいたいんですけれども、この種の問題については、条例改正をして、事務的にできるような体制も必要じゃないかと思っております。

私なぜそう言うかと申し上げますと、この3人については、少なくとも費用弁償が出ていると思います。申しわけないですけども。天下の情勢が厳しいときに、少なくとも省かれるような状況ができるとするならば、条例を改正して、できるだけ簡素にやっていくということも私は大事ではないかと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

市内部の職員は別としまして、外部の委員にお願いした方々に対する費用弁償の関係につきましては、これはお支払いはしてございません。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長、もう一度。

○保健福祉部長（内海啓二）

費用弁償については今回は発生しなかったということでございますけれども、別段、条例の中身を修正して、こういった形にできるようにということにつきましては、ちょっと考えてみたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

では、こういう市の委員会には報酬は全然出さないんですか。これにかかわらず、こいつに類似するものがあると思いますけれども。少なくとも会社とか時間を割いてこの会議に出席しているわけですよね。審議委員会とかいろいろな委員会では出るわけです。これは出さないという規定になっているんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

この辺、非常に取り扱いがいろいろで混同してしまう可能性があるんですけども、条例で設置しました委員会・審議会ということではなくて、いわゆる内部の機関として取り扱わせていただいているというふうな形でございまして、その辺が多分御指摘の中身と若干違ってくるのかなと。ただ、こういった手続を経てお願いしますというふうな形にしておりますのは、やはり我々だけで決めてしまうというふうなことにいささかのひっかかりがあるのかなというふうなことがございまして、このような形になっておりますけれども、さきの老人福祉センターの鶴ヶ谷の委託の関係につきましても、指定管理につきましても同様の形で手続を進めさせていただいているということでございます。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

私は、少なくともこれだけの大変重要な役割をする人を、ましてや1時間なり2時間なり時間を割いて来ていただいている方に対して、何らかのやっぱり補償はすべきだという観点があるから、省略できるところは省略すべきだという実は発想にあるんです。条例で決めたことは払うけれども、条例で決めていないのは払わない。さっき水道運営審議会は払うんですよね。同じ役所でこういうものに払うのと払わない区別、どこで線引きするんですか。これはもう条例で決めてないから、これはそんなに責任のない委員会だっていうわけでもないでしょう。相当重要な役割を持つ委員会だというふうに私は見ているんですけども、この人たちの選定の文書を見て、もし間違っただとすれば、この制定委員会のメンバーに対していろいろな問題が出てくる。それなのにかかわらず、責任的なことを全然やらないで、あんたたち来てちょうだいでは、私は、私はですよ、役所のやっている、市役所がやろうとしている選定委員会として私は問題があるんじゃないかと思う。そこはきちっとけじめをつけてやるべきだと思う。出すものは出す、議論するものはきちっと議論してもらおう。省略することができるのであれば、それは内部の中でやっていくという、そういうけじめをつけるべきじゃないかと思うんです。これじゃあまあまあですよ。まあまあでシルバーワークプラザの指定をシルバー人材センターに決めたと。こういうのはおかしいと思いますよ。そう思わないでしょうか。私はおかしいと思う。これはそちらよりも総務の方でしょうけれども、その辺ちゃんと整理してよ。整理してください。いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

結局、条例で定めていない部分につきましては、審議会の委員につきましては、それ以外の方については、非常勤の特別職に関する費用弁償に関する条例というのがございまして、その中で項目が、出す人の部分がきちっと列記されてございます。多分今回はそういうことで列記されていない形だったものでしたから、今回は支給されていないということになると思います。

それで、今御指摘のあった件につきましては、ちょっと内部的に少し検討をさせていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これ以上は言いませんけれども、それ違うのはいけないんで、やはりその他にこれと同等の扱うものについては、こうするというぐらいな条例で記載しておいて、平等に扱うようにするようにしていただきたいと思います。これは私の要望にしておきます。

○議長（石橋源一）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 88 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 議案第 89 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 11 議案第 90 号 平成 21 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 91 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 13 議案第 92 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（石橋源一）

この際、日程第 10、議案第 89 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 13、議案第 92 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）までを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 89 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）は、歳入歳出にそれぞれ 15 億 8,527 万 1,000 円を追加し、総額 197 億 4,118 万 7,000 円とするものであります。

歳出につきましては、本年 4 月 10 日に決定された経済危機対策の実現に向け、国の第 1 次補正予算で措置された事業として、スクールニューディール構想事業、JR 仙石線連続立体交差事業負担金、まちづくり交付金事業に係る追加補正のほか、生活保護世帯の増加に伴う扶助費の増額補正、人事院勧告に伴う職員人件費及び下水道事業特別会計繰出金の減額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、国の第 1 次補正予算で措置された事業の財源である安全・安心な学校づくりの交付金、まちづくり交付金等のほか、これらの事業の地方負担分に充当可能な補正予算債の追加補正、また生活保護費、国・県負担金並びに地方道路等整備事業



債の増額補正及び財政調整基金繰入金に係る減額補正を行うのが主なものでございます。また、国の第1次補正予算を財源とする天真小学校及び第二中学校地震補強等事業、地上デジタルテレビアンテナ整備事業及び志引団地13号線外1線道路改良事業、高崎大代線外1線道路改築事業、旭ヶ岡街路1号線外8線道路改良事業において、繰越明許費を設定するとともに、固定資産税評価システム再構築事業委託に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第90号 平成21年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出からそれぞれ204万5,000円を減額し、総額27億332万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、包括的支援事業に係る人件費の減額補正を行うとともに、介護認定審査会に要する経費に係る財源の組み替えを行うものであります。

一方、歳入につきましては、平成20年度実績に基づく塩釜地区消防事務組合負担金返還金の追加補正並びに一般会計繰入金の減額補正を行うものであります。

次に、議案第91号 平成21年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出からそれぞれ839万6,000円を減額し、総額30億6,072万5,000円とするものであります。

歳出については、雨水管理費及び公共下水道建設事業費の増額補正並びに職員人件費及び公債費の減額補正を行うものであります。

一方、歳入については、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金の増額補正並びに一般会計繰入金の減額補正を行うものであります。

最後に、議案第92号 平成21年度多賀城市水道事業会計補正予算(第3号)は、収入につきましては、消火栓改良工事に伴う一般会計負担金の増額補正を行うものであります。

一方、支出につきましては、工事費の増額補正及び末の松山浄水場ほか運転管理等包括業務委託に係る債務負担行為の追加並びに人件費、新田浄水場資材置き場の土壌入れかえ業務に係る委託料、企業債利息及び企業債償還金の減額補正を行うのが主なものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

お諮りいたします。本案4件については、委員会条例第6条の規定により、21人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案4件については、21人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員21人を指名いたします。

---

○議長（石橋源一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす 12 月 11 日は補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 5 時 26 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 21 年 12 月 10 日

議長 石橋 源一

署名議員 柳原 清

同 佐藤 恵子